R6営繕 阿波高等学校 阿波·吉野

体育館改修工事建築(担い手確保型)

図面番号	通し番号	図 面 名	図面番号	āl89 図面名	図面番号	通し番号	図 面 名	図面番号	通し新	9 図面名	図面番号	通し番号	図 面 名
	1	表紙	A-15	25 内部調査 (ひび割れ部等)	A-39	49	(改修前) 2階 調光室 平面詳細図 展開図	A-63	73	(参考図) 1階 7リーナ 鋼製床 各部詳細図	A-87	97	(参考図) 鉄骨詳細図-4
共-01,02	2	営繕工事共通仕様書(1)(2)	A-16	26 (改修前) A・F通り 展開断面図	A-40	50	(改修後) 2階 調光室 平面詳細図 展開図	A-64	74	. (参考図) 1階 ステージ 鋼製床組図 断面詳細図	A-88	98	(参考図) 鉄骨詳細図-5
共-03, 04	3	営繕工事共通仕様書(3)(4)	A-17	27 (改修後) A・F通り 展開断面図	A-41	51	(改修前) 1階 天井伏図	A-65	75	5 うか引き 平面図 (参考図)	A-89	99	(参考図) 鉄骨詳細図-6
共-05, 06	4	営繕工事共通仕様書(5)(6)	A-18	28 (改修前) 1・8通り 展開断面図	A-42	52	(改修後) 1階 天井伏図	A-66	76	床下基礎配置平面図	A-90	100	(参考図) 防球窓枠フェンス 詳細図
特-01	5	改修特記仕様書(1)	A-19	29 (改修後) 1・8通り 展開断面図	A-43	53	(改修前) 2階 天井伏図	A-67	77	(参考図) 体育器具(1)	A-91	101	留意事項・概略工事工程表(参考)
特-02	6	改修特記仕様書(2)	A-20	30 矩計図 各部詳細図	A-44	54	(改修後) 2階 天井伏図	A-68	78	3 (参考図) 体育器具 (2)			
特-03	7	改修特記仕様書 (3)	A-21	31 ステージ 床伏図 天井伏図 断面詳細図	A-45	55	1階 建具配置図(改修前・改修後)	A-69	79	(参考図) 体育器具 (3)	機特-01	102	機械設備工事特記仕様書
特-04	8	改修特記仕様書 (4)	A-22	32 内部仮設 仕上足場計画 参考図	A-46	56	2階 建具配置図(改修前・改修後)	A-70	80	(参考図) 体育器具 (4)	P-01	103	衛生器具表・凡例
特-05	9	改修特記仕様書 (5)	A-23	33 天井落下防止ネット割り付け図(天井伏図)	A-47	57	建具表(1)	A-71	81	(参考図) 体育器具 (5)	P-02	104	衛生設備 1階 平面図(改修前)
特-06	10	改修特記仕様書(6)	A-24	34 内部鉄骨部材塗装改修 小屋伏図	A-48	58	建具表(2)	A-72	82	! (参考図)ステージ緞帳	P-03	105	衛生設備 1階 平面図(改修後)
A-01	11	附近見取図・全体配置図・参考仮設計画図	A-25	35 内部鉄骨部材塗装改修 軸組図	A-49	59	(改修前·改修後) アリーナ 出入口建具詳細図 (参考図)	A-73	83	(改修前・後)外部 手洗い、足洗い詳細図	P-04	106	衛生設備 2階 平面図(改修前)
A-02	12	支障物件 確認図	A-26	36 (改修教) 1階 用具库C・女子更衣室・用具库A 平面詳細図 (改修教) 1階 男子更衣室・男子/多目的/女子H/小刺室・用具库A 平面詳細図	A-50	60	玄関 新設建具 詳細図 (参考図)	A-74	84	・ バルコニー 詳細図	P-05	107	衛生設備 2階 平面図(改修後)
A-03	13	外部足場計画図(参考図)	A-27	37 (改修前) 1階 用具庫C・女子更衣室 展開図	A-51		アルミ建具 詳細図(参考図)	A-75	85	バルコニー・階段 詳細図	P-06	108	衛生設備 1階平面詳細図
A-04	14	外部仕上表・凡例	A-28	38 (改修前) 1階 用具庫A 展開図	A-52		(改修前・後) アリーナ 木製片引き戸 詳細図 (参考図)	A-76	86	渡り廊下(1) 平面図・梁伏図・平面詳細図	P-07	109	衛生設備 各部参考図
A-05	15	内部仕上表	A-29	39 (改修後) 1階 男子更衣室・男子/多目的/女子トル・前室 展開図	A-53	63	(改修前・後) アリーナ 木製両引き分け戸 詳細図 (参考図)	A-77	87	/ 渡り廊下(1) 断面詳細図			
A-06	16	(改修前) 1階 平面図	A-30	40 (改修後) 女子更衣室、用具庫 展開図	A-54	64	(改修前・後) 軒先 詳細図 (参考図)	A-78	88	渡り廊下(2) 平面図・立面図・詳細図	C-01	110	空調設備 既設機器表
A-07	17	(改修後) 1階 平面図	A-31	41 1階 用具庫B(南) 平面詳細図 展開図	A-55	65	(改修前・後) 屋根水平方向 詳細図	A-79	89	渡り廊下(2) 梁伏図・屋根伏図・軸組図・詳細図	C-02	111	換気設備 新設機器表
A-08	18	(改修前) 2階 平面図	A-32	42 1階 用具庫B(北) 平面詳細図 展開図	A-56	66	(改修前・後) 棟 詳細図 (参考図)	A-80	90	渡り廊下(2) C-D詳細図	C-03	112	空調設備 1階 平面図(改修前)
A-09	19	(改修後) 2階 平面図	A-33	43 (改修前・後)玄関廻り平面詳細図	A-57	67	(改修前・後) 下り棟 詳細図 (参考図)	A-81	91	渡り廊下(2) E-F詳細図	C-04	113	空調設備 1階 平面図(改修後)
A-10	20	(改修前) 屋根伏図	A-34	44 (改修前・後)玄関廻り断面詳細図1	A-58	68	(改修後) 換気棟 詳細図 (参考図)	A-82	92	渡り廊下(2) G-G詳細図	C-05	114	空調設備 2階 平面図(改修前)
A-11	21	(改修後) 屋根伏図	A-35	45 (改修前・後)玄関廻り断面詳細図2	A-59	69	家具配置図・サイン配置図	A-83	93	渡り廊下(3) 断面図・梁伏図・軸組図	C-06	115	空調設備 2階 平面図(改修後)
A-12		立面図	A-36	46 (改修前・後)2階 風除室廻り平面詳細図	A-60	70	家具詳細図(1) (参考図)	A-84	94	(参考図) 鉄骨詳細図-1	C-07	116	空調設備 部分立面参考図
A-13		外部調査 (ひび割れ部、浮き部等) 西面・南面立面図	A-37	47 (改修前) 2階 教官室 平面詳細図 展開図	A-61	71	家具詳細図(2)(参考図)	A-85	95	5 (参考図) 鉄骨詳細図-2			
A-14	24	外部調査 (ひび割れ部、浮き部等) 北面・東面立面図	A-38	48 (改修後) 2階 教官室 平面詳細図 展開図	A-62	72	(参考図) 1階 7リーナ 鋼製床組図	A-86	96	(参考図) 鉄骨詳細図-3			

【図面の読み替え

本図面の各ページに記載している「工事名称」を次のとおり読み替えるものとする。 「R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築(担い手確保型)」

課	長	副	課	長	課長補佐	主査兼係長	主査兼係長	課	員	担	当

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R6営繕 阿波高等学校 阿波·吉野 体育館改修工事建築(担い手確保型)

2 丁事場所

阿波市吉野町柿原

3. 建物概要

٥.	是 加		
	建物名称	体育館	
	構造·規模	RC造(一部S造) 均	也上2階建て
	敷地面積	-	
	延床面積	1,479(m2)	
	消防法施行例別	表第1の区分	7項

4. 工事種目

·	
種目	工事概要
建築一式工事	改修工事
空調一式工事	改修工事
管一式工事	改修工事

5. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ.営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

凶血	及ひ特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁宮	宮繕部監修の下記による。
	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年版(以下「標仕」という。)
•	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和4年版
•	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和4年版
•	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年版(以下「改標仕」という。)
•	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和4年版
•	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和4年版
•	木造建築工事標準仕様書	令和4年版
•	建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説	令和5年版

・ 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 4 図面
- ③ 公共建築工事標準仕様書等
- 3. 工事実績データの登録
- ① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅんエ・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

6. 施工計画書等

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

設計者情報:株式会社西田設計 管理建築士 山田 学 番号 第284578号

工事名: R 6 営繕 阿波高等学校 阿波·吉野 体育館改修工事建築 (担い手確保型)

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ・ 「開発への返足 ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように 努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由 を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作品

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び掲え

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

② 敬供业本の書□

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⚠ 電机業業介書

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日 等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

0 雨气炽灾壮尔李气

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
- ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、 監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- ② 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ③ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ① 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ① 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ③ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ④ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑥ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- ① 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- ⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- ② 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ② 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

11. 交通安全管理

共-01 営繕工事共涌什様書(1)

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担 当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物 に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

工事名: R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築 (担い手確保型)

- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

12. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理 推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

アスベスト

1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与

(あり・ なし)

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
- 3)表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンケリート塊、アスファルト・コンケリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項 が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

13 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
- 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

工事名: R 6 営繕 阿波高等学校 阿波·吉野 体育館改修工事建築 (担い手確保型)

- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に 監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を 使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

- ・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- ・徳島県内の工場で加工、製造された製品
- (注) ・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
 - ・県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
 - ・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 旦内企業調達建材等の優先体

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の 206第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

9) アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

14. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

15. 施ユ

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し 工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

16 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策 型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程 に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議 する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

3) 特定自主権

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書 (検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税支員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

17. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

18. 工事看板等

共-03 営繕工事共涌什様書(3)

工事名: R 6 営繕 阿波高等学校 阿波·吉野 体育館改修工事建築 (担い手確保型)

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・パリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)3 千万円未満の工事
- 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- (注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
- (注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

21. 工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	-	1回
3千万円以上5千万円未満	-	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1/6円以上	2回	2回

- (注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
- (注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。
- 22. 完成図等
- ① 電子納品:対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
- ・工事写真(電子データ2部)
- ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
- 保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区分	サイズ
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ

- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。
- 23. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。) とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
 - 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金 額相当 額を付保する。

- ④ 保険終期
- 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

工事名: R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築 (担い手確保型)

・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直 ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるかそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、 発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

設計者情報:株式会社西田設計 管理建築士 山田 学 番号 第284578号 共-05 営繕工事共通仕様書(5)

b 体 一 走 川 米 キ		項目	特記事項	項目	014 W 1 - 1		記事項	
建築工事仕様書			種類:木材	0 世统十二次四			下,「作業」という.)のうち各工事	毎に適用する作業を
一般共通事項			会 社 名: 徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島興産 ☆優良認定業者	9. 技能士の適用	指定するものとす	-	- ロナー処井坐上の次板ナナナナナ・	次+b+===================================
	# 27 ± 45		処 分 地:徳島市津田海岸町2番90号				・又は二級技能士の資格を有する者と	し、貧格を証明す
項目	特 記 事 項		運搬距離: 26.3 kmを見込んでいる。		資料を監督員に提		** *	*
L条件	◎施工条件は次による.		処理単価(税抜き): t 当たり 10,000円				自ら作業をするとともに、他の技能	
	・工程については、施設管理者と協議の上決定すること.						E士は,氏名,検定職種,技能士番号:	等県が指定した内
	・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない、また、		種 類: 廃プラ			により、資格を明示するものと		
	休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある.		会 社 名:三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2 (株)リリース			作業についてもその活用を図る	5よう努めることとする.	
	・前面道路は通学路であるため,午前7時30分から8時30分までの間及び下校時には工事車両は十分に注意を		処 分 地:三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2		〇印 … 適用作	_		
	して通行すること. 正門と学校出入り口付近は特に注意すること.		運搬距離: 45.4 kmを見込んでいる。		工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作	業
	・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上		処理単価(税抜き):m3当たり 16,000円		仮設	とび	○ とび作業	
	決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。				鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	
	・工事の施工に当たっては、荷揚げ下ろし時等に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさない		種 類:汚泥		コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	
	ように十分注意し施工するものとする.		会 社 名:吉野川市鴨島町鴨島151-1 阿波パラス(株)		型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	
			処 分 地:吉野川市山川町堤外141-11		鉄骨	鉄工	• 構造物鉄工作業	
備品等	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (無)		運搬距離 : 12.6 kmを見込んでいる。				アスファルト防水工事作業	
	- 1 - 1 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		処理単価(税抜き): t 当たり 13,000円				○ ウレタンゴム系塗膜防水工事	事作業
調査	◎調査期間		※汚泥処分について、最終処分場及び阿波パラスに持ち込む場合、				・ アクリルゴム系塗膜防水工	事作業
	本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。		受入前に成分試験(222,000円/式)が必要です(対象外工事費)。				・合成ゴム系シート防水工事件	
	切り回し時期については、 頃とする。		ZAMINITANI MANACELLI VIVI II ZAMA MIZ CA (CIMATI — F. ZAM				・ 塩化ビニル系シート防水工	
	9) 7 回 O in		↑ 種 類:石こうボード		防水	防水施工	セメント系防水工事作業	71176
誘導警備員	◎交通誘導警備員		会 社 名: 阿波市市場町香美字西原284-1 (有) 山ー建設				○ シーリング防水工事作業	
							・ 改質アスファルトシートトー	ィエナ叶ヤエ市
	交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置する		処分地:阿波市市場町香美字西原284-1					アエ法防水工争
	こと。		運搬距離: 8.8 kmを見込んでいる。		11		作業	
	・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を		処理単価(税抜き): t 当たり 15,000円		1		• FRP防水工事作業	
	行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられていない)。				タイル	タイル張り	・タイル張り作業	
	・警備員は、延20人(昼20人、:うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。		種 類:アスベスト含有建材		木	建築大工	・ 大工工事作業	
	・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し		会 社 名:三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン		屋根及びとい	建築板金	内外装板金作業	
	等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。		処 分 地:三好市山城町寺野字大休場956		屋依及びとい	かわらぶき	かわらぶき作業	
	・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求が		運搬距離: 68.2 kmを見込んでいる。		金属	建築板金	• 内外装板金作業	
	あるときは、これを提示すること、		処理単価(税抜き):m3当たり 36.000円		左官	左官	○ 左官作業	
	・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない、また、対象エ					建具製作	 ・ 木製建具手加工作業 	
	事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る		章 類:廃石綿等			EASIF	・ 木製建具機械加工作業	
	二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。				建具		・アルミ製室内建具製作作業	
	八以阵の下請員人で占む。/ も阿稼の我務で貝 / 日で足のないればなりない。		会 社 名:三好市山城町寺野字大休場956 (株)明和クリーン		姓元	42.按工		
			処 分 地:三好市山城町寺野字大休場956			サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業	
廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。		運搬距離: 68.2 kmを見込んでいる。			ガラス施工	○ ガラス工事作業	
	(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」		処理単価(税抜き): t 当たり 60,000円		塗装	塗装	○ 建築塗装作業	
	であることを示す。						○ プラスチック系床仕上げ工事	
			有価金属			内装仕上げ施工	・ カーペット系床仕上げ工事作	作業
			種 類:鉄骨・軽量鉄骨		内装	P1数 压工17 池工	鋼製下地工事作業	
	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。		会 社 名:(有)金村商店☆優良認定業者				ボード仕上げ工事作業	
	(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び		処 分 地:小松島市赤石町4-13			表装	· 表具作業 · 壁装作業	
	引き渡しを要する.		運搬距離: 36.3km		配管	配管	· 建築配管作業	
	(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に		処理単価(税抜き): 鉄層H2程度 (刊行本による)		植栽	造園	 造園工事作業 	
I	The second secon				他秋			
	関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に		C-1-10 (1/0)XC / : MAIS := 12 (1113-1-1-0-0/		機械設備	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
	関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に 従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等		種 類: サッシ スチール	14. 室内空気中の化学物質の	機械設備	│ 冷凍空気調和機器施工 り以下の物質の室内濃度を測定		
					機械設備 ◎建物の用途によ	り以下の物質の室内濃度を測定		ノ・エチルベンゼン
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等		種 類:サッシ スチール	14. 室内空気中の化学物質の 濃度測定	機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア	り以下の物質の室内濃度を測定 ルデヒド・トルエン・キシレン	きすること.	ノ・エチルベンゼン
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等 においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないもの については、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有)荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1,23-1		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ	ですること. ン・パラジクロロベンゼン・スチレン	ィ・エチルベンゼン
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鶴島22 - 1, 23 - 1 運搬距離: 26.7km		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン レムアルデヒド・トルエン・キシ き者にて用意すること。	すること. ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等 においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないもの については、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有)荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1,23-1		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ	すること. ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等 においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないもの については、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、 以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと、 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1, 23-1 運搬距離: 26.7km 処理単価(税抜き): -47,000円		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン レムアルデヒド・トルエン・キシ き者にて用意すること。	ますること. ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	y・エチルベンゼン 測定箇所数 4箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと、 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート(無筋)		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店 ☆優良 認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1, 23-1 運搬距離: 26.7km 処理単価 (税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムムアルデヒド・トルエン・キシ ま者にて用意すること。 測定対	ますること. ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1, 23-1 運搬距離: 26. 7km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	り以下の物質の室内濃度を測定 ルデヒド・トルエン・キシレン ムスルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標性の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類:コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分) 処分地:阿波市土成町吉田字原田市の三35		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1,23-1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類にコンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1, 23-1 運搬距離: 26. 7km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標性の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類:コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分) 処分地:阿波市土成町吉田字原田市の三35		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1,23-1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル 採取器具は受注	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類にコンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1, 23 - 1 運搬距離: 26. 7km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株) ☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24. 2km		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル 採取器具は受注 測定は、測定対	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ルムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類にコンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社名: (有) 荒木商店公優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1, 23-1 運搬距離: 26.7km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社名: 三木資源(株) ☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2km 処理単価(税抜き): -180,000円		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル 採取器具は受注 測定は、測定な 測定は、次のい	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 は繁空の工事施工前及び工事 ずれかにより行う。	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート (無筋)会社 名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株) (中間処分)処分 地: 阿波市土成町吉田字原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き): t当たり 800円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1, 23 - 1 運搬距離: 26. 7km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株) ☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24. 2km		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホ外:ホル 採取器具は受注 測定は、測定が ・住宅の品質 ・住宅の品質	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 は繁空の工事施工前及び工事 ずれかにより行う。	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと、 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類:コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿波市土成町吉田字原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き): t 当たり 800円 種類:コンクリート(有筋)		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1, 23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホルムア 学校以外:ホルムア 操取器具は受注 測定は、測定対 測定は、測のい ・住宅の品質	り以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 像室の工事施工前及び工事 情保の促進等に関する法律に基	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鳴島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類:コンクリート(有筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1, 23 - 1 運搬距離: 26. 7km 処理単価(税抜き): - 47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株) ☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24. 2km 処理単価(税抜き): - 180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホル 採取器具は受注 測定は、測定な 測定は、ののい ・住宅の。所で ・パッシブ型 ・パッシブ型	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン インルデヒド・トルエン・キシー 大のアルデヒド・トルエン・キシー 大のアルデヒド・トルエン・キシー 大のアルデヒド・トルエン・キシー 大のアルデヒド・トルエン・キシー 大のアルデビド・トルエン・キン 大のアルデビド・トルエン・キン 大のアルデビド・トルエン・キン 大のアルデビド・トルエン・キン 大のアルデビド・トルエン・キン 大のアルデビド・トルエン・オー 大のアルデビド・トルエン・オー 大のアルデビド・トルエン・オー 大のアルデント 大のアルデビド・トルエン・オー 大のアルデビド・トルエン・オー 大のアルデビド・トルエン・オー 大のアルデント 大のアルデビド・トルエン・オー 大のアルデント 大のアルデビド・トルー 大のアルディン・オーシー 大のアルデンド・トルー 大のアルディン・オート 大のアルディン・オー 大のアルディン・オー 大のアルディン・オート 大のアルディン・オー 大のアル・オー 大	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標性の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと、 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート(無筋)会社を: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿波市山成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: コンクリート(有筋)会社を: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有)荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1,23-1 運搬距離: 26.7km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業験業拠処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:東京 採取器具は受注 測定は、測次度 、測次度 、	り以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 は象室の 工事施工前及び工事 で保の促進等に関する法律に基 取機器を用いる方法 取機器を用いる場合は、次の更	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名: 吾野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 核島市方上町鴨島22-1,23-1 運搬距離: 26.7km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また。この 場合、処分単価の見積害の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認 定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、 諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出するこ		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホハホル 採取器具は受注 測定は、源定の ・住宅の3(「ブ型型 がパッシン列 (1)30分間 (1)30分間 (1)30分間 (1)30分間	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 は家室の工事施工前及び工事 ずれかにより行う。 経験の促進等に関する法律に基 測定の方法」において定められ 取機器を用いる場合は、次の引 気気	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1,23-1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株) ☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また。この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産薬食業物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。と、		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルホル 学校以外:受対 「学校取器具は受対 「現取器具は、次島口の 「現別のい。」ではない。 「はない。」ではない。 「はない。」ではない。 「はない。」ではない。 「はない。」では、次島口の 「はいっとなった」では、 「はいっとなった」ではいった。 「はいっとなった」では、 「はいっとなった」では、 「はいっとなった」では、 「はいっとなった」では、 「はいっとなった」では、 「はいっとなった」ではいった。 「はいった」ではいった。 「はいった」ではいった。 「はいった」ではいった。 「はいった」ではいった。 「はいった」ではいった。 「はいった。 「は	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシ オにて用意すること。 潮 定 対 アリーナ 教官室 調光室 対すれかにより行う。 保の促進等に関する法律に基 別定の方法」において定められ 取機器を用いる方法 取機器を用いる場合は、次の勇 気気	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムア 学校以外:ホルムア 学校以外:ホテラ 測定は、別定 。	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシ 大ムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 対策の工事施工前及び工事 にないて定められ 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる場合は、次の 気気 室のすべての窓及び扉(造り付	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所對 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標性の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名: 吾野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22-1,23-1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株) ☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また。この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産薬食業物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。と、		機械設備 ②建物の用途によ 学校・ホルム・ア 学校以外具は 学校以外具は 受法 測定は、源次の ・住宅の。「ガブグリック」が バッシので は、第の。「ガブグリック」が が、カースの。「ガブグリック」が が、カースの。「ガリック」が が、カースの。「おりります。 「おりります。」 「おりります。」 「おります。」 「おりまする。 (2)5時間附	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレンムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 線室の工事施工前及び工事 等すれがにより行う。 は保の促進等に関する法律に基別 限度の行法」において定められ 取機器を用いる方法 取機器を用いる場合は、次の引 気気 室のすべての窓及び扉(造り付 質	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと、 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート (無筋)会社 名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分 地: 阿波市山成町吉田宇原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類: コンクリート (有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分 地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類: アスファルト会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 を社会: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿南市土成町吉田宇原田市の三35		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校: い外 学校 : い外 採取器員は受済 測定は、次島 「	り以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 潜にて用意すること。 測定対象室の工事施工前及び工事 では、 は、 は、 は、 は、 は、 がは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 11箇所 11箇所 計6箇所 計6箇所
	従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標性の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり 800円種類: コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり 800円種類: アスファルト会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校: い外 学校 : い外 採取器員は受済 測定は、次島 「	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシレンムアルデヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 線室の工事施工前及び工事 等すれがにより行う。 は保の促進等に関する法律に基別 限度の行法」において定められ 取機器を用いる方法 取機器を用いる場合は、次の引 気気 室のすべての窓及び扉(造り付 質	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 11箇所 11箇所 計6箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと、 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート (無筋)会社 名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分 地: 阿波市山成町吉田宇原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類: コンクリート (有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分 地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類: アスファルト会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 を社会: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿南市土成町吉田宇原田市の三35		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校: ホ外: ホル: ホル: ホル: ホル: ホル: ホル: ホル: ホル: ホル: ホル	り以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 潜にて用意すること。 測定対象室の工事施工前及び工事 では、 は、 は、 は、 は、 は、 がは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿液市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校: い外 学校 : い外 採取器員は受済 測定は、次島 「	り以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 潜にて用意すること。 測定対象室の工事施工前及び工事 では、 は、 は、 は、 は、 は、 がは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所
	従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標性の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり 800円種類: コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり 800円種類: アスファルト会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルム・ア 学校以外具は 、	り以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシレン ムアルデヒド・トルエン・キシ 潜にて用意すること。 測定対象室の工事施工前及び工事 では、 は、 は、 は、 は、 は、 がは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿液市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校:ホルムホル 学校以外具は ・ 水・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大変が アリーナ 教育室 関連発室 はないて定められ 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 に立める に立める はり付 はり付 はいたままとする。	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 む)を開放し、30分
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名: 古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田字原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: コンクリート(有筋)会社名: 古野川市鳴島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田字原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: アスファルト会社名: 古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田字原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校・によ 学校取器 製定は、は、のの 測定は、は、のの 測定は、は、のの が、シシシの が、シシシンの分です。 (1) 測定 5 ((1) 別で 第 (1) 別で 第 (1) 別で 第 (1) 別で 第 (1) 別で の 第 (2) に	り以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大化アルデヒド・トルエン・キシ 大変が アリーナ 教育室 関連発室 はないて定められ 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 に立める に立める はり付 はり付 はいたままとする。	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 む)を開放し、30分
	従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート(無筋)会社 名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分 地: 阿波市山成町吉田宇原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類: コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分 地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類: アスファルト会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地: 阿南市土成町吉田宇原田市の三35 連搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類: 金属(処分)会社名: 吉野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校・は外上は一学校取器 測定は、は、2000年 測定はは、なののでは、1月1月 では、次のは「ブブウン・サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシ オにて用意すること。 潮 定 対 アリーナ 教官室 調光室 調光室 調光室 調光でにより行う。 経験の促進等に関する法律に基められ 取機器を用いる方法 取機器を用いる方法 取機器を用いる場合は、次の勇 技気 大変のすべての窓及び扉(造り付 関連のすべての窓及び扉のする。 はしたままとする。 大態のままで測定する。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 む)を開放し、30分 す家具、押入等の場
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿本を見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり900円種類:金属(処分)会社名:吉野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店処分地・阿波市吉野町柿原宇原30-1連搬距離:1.5 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途による 学校 : 以 : 小 : 小 : 小 : 小 : 小 : 小 : 小 : 小 : 小	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシ 大子ルデヒド・トレと 大子ルデヒド・トとと。 潮定対 アリーナ 教生室 調光室 対すれかにより行う。 対象室の工事施工前及び工事 対象室の工事施工方法はいて定められまりにより行う。 対象を用いる方法はいて定められまり、 対象器を用いる方法はので定められまり、 対象器を用いる場合は、次の勇 後気室のすべての窓及び扉(造り付 関連対象室の全ての窓及び扉 でしたままとする。 お問は、原則として24時間とす。 お時間は、原則として24時間とす。 お時間は、原則として24時間とす。 お時間は、原則として24時間とす。 お時間測定とする。	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 配省告示第1347号 む)を開放し、30分 中家具、押入等の以 時間測定が行えな
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類:コンクリート(有筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類:アスファルト会社名:吉野川市鳴島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円 種類:金属(処分)会社名:吉野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店 処分地:阿波市吉野町柿原宇原30-1		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械設備 ②建物の用途によ 学校 : 以 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデビド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対 アリーナ 教官室 調光室 対 アリーナ 教官室 調光室 対 東リーナ 教官室 調光室 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 配省告示第1347号 む)を開放し、30分 中家具、押入等の以 時間測定が行えな
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類:金属(処分)会社名:古野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店処分地:阿波市吉野町市加房平原30-1 運搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり90円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械物の用途による学校取器 学校取器 東京 によい ホ 小 は は は は は な の 3 ア ジ で な 取 ま な は は は な の 3 ア ブ ク り 定 す 信 的 は に な ら か ら で 3 別 で の 3 ア バ い う 2 の 5 時 間 後 間 な る 時 定 な な ら ま た に な ら 湯 に の 3 に な な ら に の 3 に な ら に か ま た に の 3 に か ら に か ま た に か ま た に か ま に か ま た に か ま に か ま に か ま た に か ま	リ以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシ はないたアルデヒド・トルエン・キシ 連加 定 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 アリーナ を 対 では、 では、 によいて定められ には、 に取機器を用いる場合は、次の引 で変のすべての窓及び扉(造り付 関連対象室の全ての窓及び扉 にしたままとする。 大態のままで測定する。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 特問は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 日間として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間として42時で測定さる。 日間に、原則になるとは、次の引きない。 日間に、原則として42時で測定とした。 日間に、原則になるとは、次の引きない。 日間に、原則になるとは、次の引きない。 日間に、原則になるとは、次の引きない。 日間に、原則になるとは、次の引きない。 日間に、原則になるとは、次の引きない。 日間に、なるとは、次の引きない。 日間に、なるとは、次の引きない。 日間に、なるとは、次の引きない。 日間に、なるとは、次の引きない。 日間に、なるとは、次の引きない。 日間に、なるとは、次の引きない。 日間に、なるとは、次ののの別とは、なるとは、なるとは、なるとは、なるとは、なるとは、なるとは、なるとは、なる	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類: コンクリート(無筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿政市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: コンクリート(有筋)会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円 種類: アスファルト会社名: 吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離: 2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円 種類: 金属(処分)会社名: 吉野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店処分地: 阿波市吉野町柿原字原30-1 運搬距離: 1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり 0円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械物の用途による 学校取器 学校取器 学校取器 学校取器 学校取器 学校取器 学校取器 学校取器	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデヒド・トルエン・キシ 法をして発生をして24時間とす。 現定対象室の全ての窓及び扉 (気) 別定対象室の全ての窓及び扉 (大きまとする。 (大きまとする。 (大きまとする。 (大きまとする。 大きのすべての窓及び扉 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのののののののののののののののののののののでは、 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのである。 (大きなどのののののののののののののののののののののののののののではないて、 (大きなどのではなどのではないて、 (大きなどのののののののののののののののではないて、 (大きなどのではないて、 (大きなどのではないて、 (大きなどのではないて、 (大きなどのではないて、 (大きなどのではないて、 (大きなどのののののののののののののではないて、 (大きなどのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計6箇所 計7分 計7分 計7分 計7分 計7分 計7分 計7分 計7分 計7分 計7分
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類:コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿液市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり800円 種類:コンクリート(有筋)会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり800円 種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり900円 種類:アスファルト会社名:古野川市鳴島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地:阿南市北成町古田宇原田市の三35 運搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き):t当たり900円 種類:25年に対する場合に対すると述るといると述るといると述るといるといるといると述るといると述るといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると述るといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械物の用途による学校取開途による。 学校取器 単独 は、は、水外はは、水外はは、水外はは、水外はは、水外には、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水水のが、水水水が、水水水が、水水水水が、水水水水水が、水水水水水水水水水水	リ以下の物質の室内濃度を測定 パルデヒド・トルエン・キシ はないたアルデヒド・トルエン・キシ 連加 定 対 アリーナ 教主の 工事施工前及び工事 は実にの促進等に関する法律に基別にの方法」において定められ に取機器を用いる方法 に取機器を用いる場合は、次の引 で変のすべての窓及び扉(造り付 関連対象室の全ての窓及び扉 は、変のまたままとする。 大態のままで測定する。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定と場合は午後2時~3 日帯で測定する。 日帯で測定する。 日帯で測定する。 日間に、原則として24時間とす。 日間に、原則として24時間とす。 日間に、原則として24時間とす。 日間に、原則として24時間とす。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として24時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、原則として48時間とする。 日間に、日間に、日間に、日間に、日間に、日間に、日間に、日間に、日間に、日間に、	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年 計7年
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鳴島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿液市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類:金属(処分)会社名:吉野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店処分地・阿波市吉野町柿原宇原30-1連搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり90円種類: 古野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店処分地・阿波市吉野町柿原宇原30-1連搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり0円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械を (金) と	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデビド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 潮 定 対 アリーナ 教官室 調光室 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計6箇所 計7 計7 計7 計7 計7 計7 計7 計7 計7 計7 計7 計7 計7
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類:金属(処分)会社名:古野川市川島469-1 株式会社中倉商店処分地:阿波市吉野町柿原字原30-1 運搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり0円種類: 45.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械物の用途による学校取器 学校取器 東京 は、は、のの3・・バッシュンシュンシュンシュン かった は、は、の、3・バッシュング分定す 間が 高い に は、ない。 (2) 55時間 が 間 が 関 (2) 定は、5時間 (3) 別 (2) 変が (4) 別 (4) 分析 定対 (4) 分析 に (4) かん	リ以下の物質の室内濃度を測定 パルテヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対象室の工事施工前及び工事 様宝の工事施工前及び工事 ですれがにより行う。 は保の促進等に関する法律に基わ は実の保護等に関する法律に基わ は実のでで定められ にないて定められ で変のすべての窓及び扉(造り付 関連を関する。 機器を用いる場合は、次の引 を変のすべての窓及び扉 で変のすべての窓及び扉 がしたままとする。 状態のままで測定する。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 別で測定する。 明常で測定する。 明常で測定する。 別数は1回とし、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、対型	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計6箇所 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:吉野川市鴨島町鳴島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿液市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35連搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類:金属(処分)会社名:吉野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店処分地・阿波市吉野町柿原宇原30-1連搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり90円種類: 古野川市川島町川島469-1 株式会社中倉商店処分地・阿波市吉野町柿原宇原30-1連搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり0円		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械を (金) と	リ以下の物質の室内濃度を測定 パルテヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対象室の工事施工前及び工事 様宝の工事施工前及び工事 ですれがにより行う。 は保の促進等に関する法律に基わ は実の保護等に関する法律に基わ は実のでで定められ にないて定められ で変のすべての窓及び扉(造り付 関連を関する。 機器を用いる場合は、次の引 を変のすべての窓及び扉 で変のすべての窓及び扉 がしたままとする。 状態のままで測定する。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 別で測定する。 明常で測定する。 明常で測定する。 別数は1回とし、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、対型	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計6箇所 計700分 計8時間測定が行えな 時30分~18時30分 する. ただし、局
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類:金属(処分)会社名:古野川市川島469-1 株式会社中倉商店処分地:阿波市吉野町柿原字原30-1 運搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり0円種類: 45.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械物の用途によよ 学校取器 学校取器 は、は、この、3 に、1 に、1 に、2 に、2 に、2 に、3 に、3 に、3 に、3 に、4 に、3 に、3 に、5 に、5 に、5 に、6 に、6 に、6 に、6 に、6 に、6 に、7	リ以下の物質の室内濃度を測定 パルテヒド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 測定対象室の工事施工前及び工事 様宝の工事施工前及び工事 ですれがにより行う。 は保の促進等に関する法律に基わ は実の保護等に関する法律に基わ は実のでで定められ にないて定められ で変のすべての窓及び扉(造り付 関連を関する。 機器を用いる場合は、次の引 を変のすべての窓及び扉 で変のすべての窓及び扉 がしたままとする。 状態のままで測定する。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 特間は、原則として24時間とす。 8時間測定とする。 別で測定する。 明常で測定する。 明常で測定する。 別数は1回とし、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、複数回の測定は 2)、(3)において、対型	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計6箇所 計700分 計8時間測定が行えな 時30分~18時30分 する. ただし、局
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類:金属(処分)会社名:古野川市川島469-1 株式会社中倉商店処分地:阿波市吉野町柿原字原30-1 運搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり0円種類: 45.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械物の用途によよア学校以器 (金)建物の用途ルルホテ学校以器 (金)建物の用途ルルホテ学校以器 (金)	リ以下の物質の室内濃度を測定 アルデドド・トルエン・キシ 者にて用意すること。 潮 定 対 アリーデ 教教室 第 で 対 アリーナ 教室の 工事施工前及 び 工事 第 で 対 で 対 で がれかにより行う。 対象室の (上 は い で と の で こ の と い で と い で と い で と い で と い で と い で と い で と い で と い で と の で ま で 常 い で と い で と い で と い で と い で と い で と い で と い で と い で と の で ま で 常 時 は い て 、 後 数 型 の 別 定 は こ い で と い で と い で と い で と い で と い で と い で い で	ますること。 シ・パラジクロロベンゼン・スチレンシレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所数 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 計6箇所 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70 計70
	従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標件の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 種類・コンクリート(無筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:コンクリート(有筋)会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり800円種類:アスファルト会社名:古野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)(中間処分)処分地・阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離:2.6 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり900円種類:金属(処分)会社名:古野川市川島469-1 株式会社中倉商店処分地:阿波市吉野町柿原字原30-1 運搬距離:1.5 kmを見込んでいる。処理単価(税抜き): t 当たり0円種類: 45.6 kmを見込んでいる。		種 類: サッシ スチール 会 社 名: (有) 荒木商店☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市方上町鴨島22 - 1,23 - 1 運搬距離: 26.7 km 処理単価(税抜き): -47,000円 種 類: サッシ アルミ 会 社 名: 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地: 徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離: 24.2 km 処理単価(税抜き): -180,000円 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この 場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること・ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者は必要がある。 とと、また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材について		機械物の用途によよア学校以器 (金)建物の用途ルルホテ学校以器 (金)建物の用途ルルホテ学校以器 (金)	リ以下の物質の室内濃度を測定ルーデド・トルエン・キシーン・ムアルデビド・トルエン・キシーン・ムアルデビド・ること。 潮定対フリーデビド・カルエン・キシース・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	ますること。 ン・パラジクロロベンゼン・スチレン シレン・スチレン・エチルベンゼン 象 室	測定箇所教 4箇所 1箇所 1箇所 計6箇所 計6箇所 む)を開放し、30: 計家具、押入等の1 時30分~18時30分 する。ただし、后

●工事名 R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

特記仕様書(1)

徳島県県土整備部営繕課

●図面番号

A2:NON

●縮尺

株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田学〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769

2. ベンチマーク ⑥ 3. 足場等 ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥)着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。)検討6Lの設定は、関(パリナ 床)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。)を設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ()労働安全衛生法に基づく構造規格 (2)(一社)仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ()労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 「場合は、変別会は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(機性2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うことができる。 「中部足場(図示のとおり)・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うことができる。 「場合、関本のとおり)			
2. ベンチマーク ⑥ 3. 足場等 ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。 () 微散神及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 () 労働安省電生法に基づく構造規格(2)(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 () 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出不要の場合は、を督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ルカルコール・アルール・アルール・アルール・アルール・アルール・アルール・アルール・			
3. 足塌等	○仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録 工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじ め強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。)労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこ なうこと。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 別労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課 指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 外部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1 「手すり先行工法による足場の組み立で等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4) の別紙1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 (囲い(図示のとおり)			
6666	るものを使用すること. (1)労働安全衛生法に基づく構造規格 (2)(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録 工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじ め強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること.)労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこ なうこと. 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること. 届け出不要の場合は、その盲監督員に報告すること. 届け出不要の場合は、その盲監督員に報告すること. 別労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること. 別外部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙 1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと. ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行車用足場方式により行うことができる. 別内部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙 1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと. ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる. 細い(図示のとおり)			
© ©	60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 外部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標任2.2.4)の別紙1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行車用足場方式により行うことができる。 の内部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行車用足場方式により行うことができる。 出い(図示のとおり)			
· €	指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 の外部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4) の別紙 1 「手ずり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 の内部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4) の別紙 1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ・囲い(図示のとおり)			
€ •饭	・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと. ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 の内部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと. ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 囲い(図示のとおり)			
- 仮	・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」 (2.2.4) の別紙 1 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 囲い(図示のとおり)			
	・一ト 有(図示のとなり)			
® ජ	TH (国の中にの7/			
◎足	場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること、また、安全管理も実施すること.			
◎足	場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。			
0	注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが 5メートル以上の構造の足場 組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 等を労働者に使用させなければならない、また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。			
切	総合有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の 断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 号)を遵守し作業を行うこと。			
				
5. 監督員事務所 《	の監督員事務所は(設ける(面積 程度)・ <u>設けない</u>)			
	受監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、梅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他			
6. 工事用用水,電力等 《	の成存電力利用(出来る ・ (出来ない) ・電力料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること・			
	の既存用水利用(出来る ・(出来ない))、用水料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。			
	②同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること. ただし、施設管理者と協議すること.			

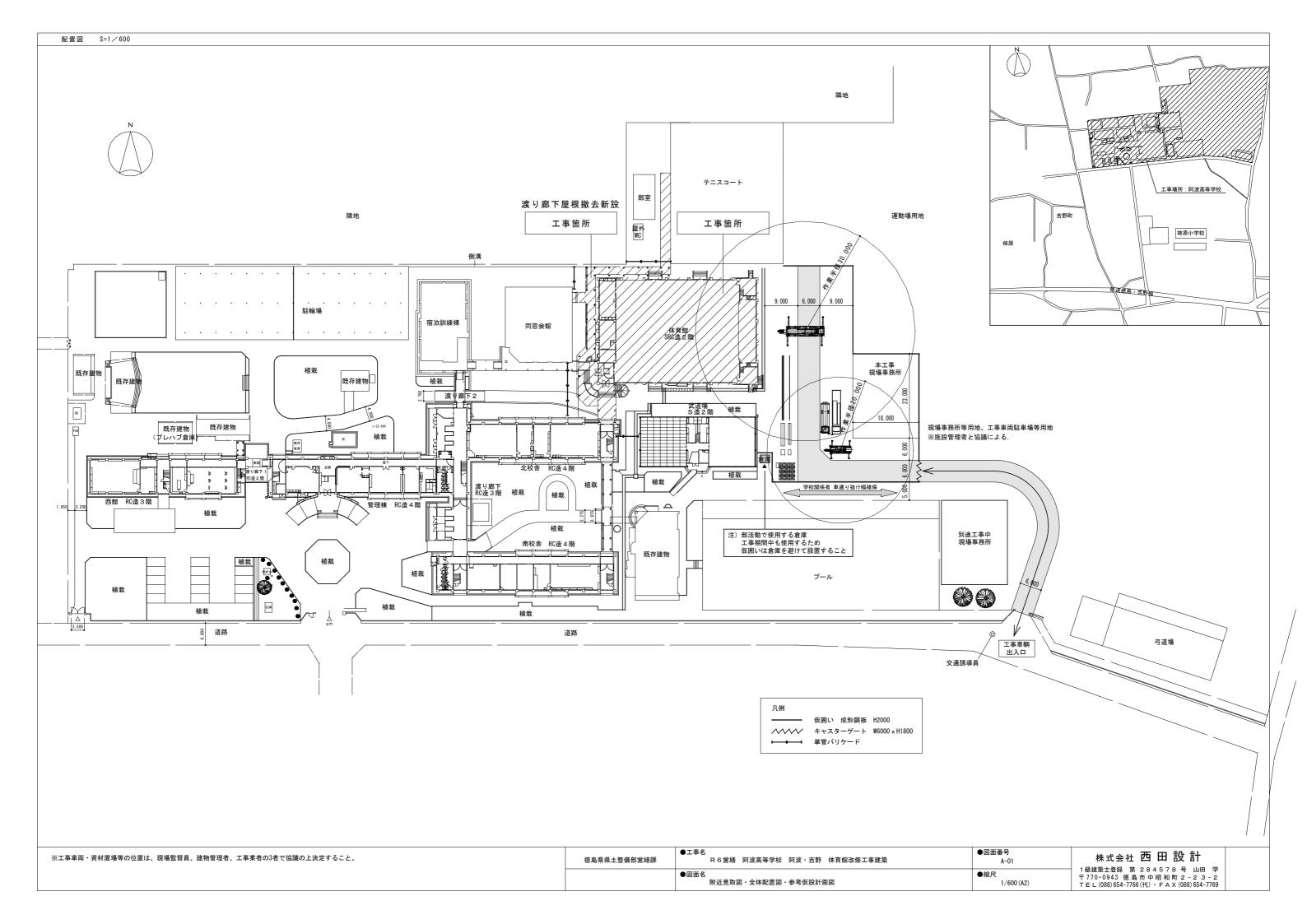
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 特-02	株式会社 西田設計
	●図面名	●縮尺	── 1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2 - 2 3 - 2
	特記什样書(2)	A2:NON	T F I (088) 654-7766 (4t) • F A X (088) 654-7769

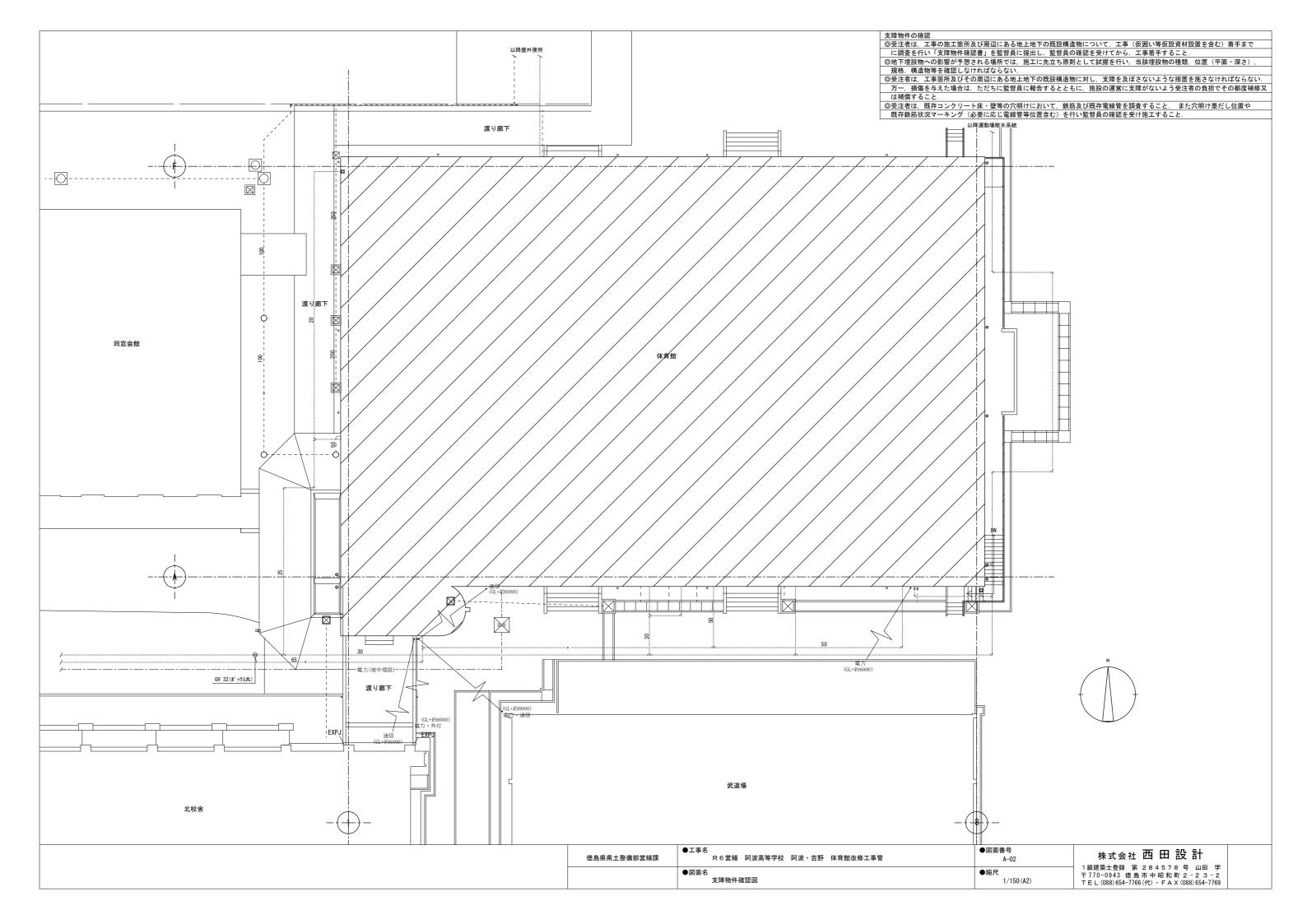
砂利・砂・割り石及び 拾コンクリート地業等②③③③③(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)(回)<li< th=""><th>が料は、市場品とする 砂砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂料 種別 切込砂利 切込砂石 再生砕石 ・締固めは、ランマー のは目つぶのmmを越え の齢め固め機械の選定に</th><th> ・ 切込砕石</th><th>る. Z 厚 F下 100m W修部 150~4i W 又は振動ローラー締め</th><th>さ 粒度範囲 RC-40 460mm RC-40</th><th>2. コンクリートの仕上がり</th><th>28日までの予想平均気温に応じて定める。 ③コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者:</th><th>6.3.2によりセメントの種類及びコンクリー・ のとおり取扱うものとする. 又は現場代理人立会いの上, 行うこと. は、工事監理者又は監督員立会いの上, 行</th><th>一トの打込みから材齢</th><th>6. 塗膜防水</th><th>◎塗膜を形成◎プライマー料製造所の</th><th></th><th>021の規格品と 一、補強布、接続 施コ 玄関庇・7</th><th>する. 着剤, 通気緩衝シー に箇所 ツーナ出入口庇 平部・立上壁・笠</th><th>ート、シーリング</th><th>5 料</th><th>*塗材等は主ね 備 考</th></li<>	が料は、市場品とする 砂砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂料 種別 切込砂利 切込砂石 再生砕石 ・締固めは、ランマー のは目つぶのmmを越え の齢め固め機械の選定に	・ 切込砕石	る. Z 厚 F下 100m W修部 150~4i W 又は振動ローラー締め	さ 粒度範囲 RC-40 460mm RC-40	2. コンクリートの仕上がり	28日までの予想平均気温に応じて定める。 ③コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者:	6.3.2によりセメントの種類及びコンクリー・ のとおり取扱うものとする. 又は現場代理人立会いの上, 行うこと. は、工事監理者又は監督員立会いの上, 行	一トの打込みから材齢	6. 塗膜防水	◎塗膜を形成◎プライマー料製造所の		021の規格品と 一、補強布、接続 施コ 玄関庇・7	する. 着剤, 通気緩衝シー に箇所 ツーナ出入口庇 平部・立上壁・笠	ート、シーリング	5 料	*塗材等は主ね 備 考
捨コンクリート地業等 ② ③ ② ③ ② ② ② ② ② ② ② ② ②	砂利及び砂地業・砂利は、(切込砂料 種別 切込砂利 切込砕石 再生砕石 ・締固めは、ランマー 凸は目つぶりのmmを越去。 ・厚さが300mmを越去。 ・解すで防湿機械の選定に 対力のある場合ののみ込	・切込砕石 再生砕石 とする 使用部位 生間コンパート 南玄関階段改 3回突き、振動コンパクター2回締 上均しをする。 5場合は、300mmごとに締固めを行き当たっては、地質の状況を検討し!	7 厚 ト下 100m 修修部 150~4 め又は振動ローラー締め	nm RC-40 460mm RC-40	2 コンカリートの仕上がり	◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者 ただし、公共試験機関以外で行う場合!	のとおり取扱うものとする. 又は現場代理人立会いの上, 行うこと. は、工事監理者又は監督員立会いの上, 行	うこととする.		料製造所の既設防水原無	指定製品とする.	施 3 玄関庇・7 階南渡り廊下:	C 箇 所 ツーナ出入口庇 平部・立上壁・笠	仕上塗	5 料	
②(会) (会) (会) (会) (会) (会) (会) (会) (会) (会)	種別 切込砂利 切込砕石 再生砕石 ・締固めは、ランマームは目つぶし砂利で、・厚さが300mmを選定に締め 固め機械の、ボリコ材のある場合ののみ込	使用部位 土間コンリー・ 南玄関階段改・ 3回突き、振動コンパクター2回締る 上均しをする。 る場合は、300mmごとに締固めを行・ 当たっては、地質の状況を検討し!	7 厚 ト下 100m 修修部 150~4 め又は振動ローラー締め	nm RC-40 460mm RC-40	2 コンカリートの仕上がり	第4週強度確認 原則,公共試験機関にて、主任技術者 ただし、公共試験機関以外で行う場合	又は現場代理人立会いの上, 行うこと. は, 工事監理者又は監督員立会いの上, 行	うこととする.		無	v 2 2	玄関庇・7 階南渡り廊下	ツーナ出入口庇 平部・立上壁・笠	:+		備考
② (切込砂利 切込砕石 再生砕石 ・締固めは、ランマー 凸は目つぶし砂利で、厚さが300mmを越え、 終め固め機械の選定に 対材のある場合ののみ辺	土間コンリー・ 南玄関階段改・ 3回突き、振動コンパクター2回締る 上均しをする。 5場合は、300mmごとに締固めを行・ 当たっては、地質の状況を検討し!!	ト下 100m 修部 150~4 め又は振動ローラー締め	nm RC-40 460mm RC-40	2 コンカリートの仕上がり	原則,公共試験機関にて,主任技術者 ただし,公共試験機関以外で行う場合	は、工事監理者又は監督員立会いの上、行	うこととする.				階南渡り廊下	平部・立上壁・笠	木製造所信	±様	
② (切込砕石 再生砕石 ・締固めは、ランマー 凸は目つぶし砂砂1 ・厚さが300mmを越え。 診体下防湿層で、ボリコ 材のある場合ののみ辺	南玄関階段改 3回突き、振動コンパクター2回締& 上均しをする。 る場合は、300mmごとに締固めを行う 当たっては、地質の状況を検討し!!	7 修部 150~4 が	460mm RC-40	2 コンクリートの仕上がり	ただし、公共試験機関以外で行う場合	は、工事監理者又は監督員立会いの上、行	うこととする.						:不 製造所(±様 —	
② () () () () () () () () () (・締固めは、ランマー 凸は目つぶし砂利で ・厚さが300mmを越え 9締め固め機械の選定: 0床下防湿層は、ボリコ 材のある場合ののみジ	南玄関階段改 3回突き、振動コンパクター2回締& 上均しをする。 る場合は、300mmごとに締固めを行う 当たっては、地質の状況を検討し!!	7 修部 150~4 が	460mm RC-40	2 コンクリートの仕上がり	なお、試験機関を選定した際には、する	みやかに監督員に報告すること									
② (凸は目つぶし砂利で ・厚さが300mmを越え の締め固め機械の選定に の床下防湿層は、ポリコ 材のある場合ののみジ	上均しをする. る場合は、300mmごとに締固めを行 当たっては、地質の状況を検討し!		うとする、締固めによる凹		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				○特討什样書		2階南渡	り廊下階段部			祖面仕上げ
② (会))締め固め機械の選定に)床下防湿層は、ポリコ 材のある場合ののみ込	当たっては、地質の状況を検討し	-	_ ,	2. 1377 100018-9	◎コンクリートの仕上がりの平たんさは標					ン:改修日がレン	下は, 工例付表	追用の仕様による).		
躯体工事(2) (鉄筋工事)	材のある場合ののみ込	:チレンフィルム厚さ0.15mm以上.:	監督員の承諾を得ること		3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、(養通ポルトランド・ ッシュセメントB種)とする。	セメント・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメ	ソントB種 ・ フライア			廊下 平部 は塗膜防力		性ビニル床シート	·(厚2.5mm)接着?	削張り を行	īδ.
躯体工事(2) (鉄筋工事)	例の心間の位置は、工作	みは400mm以上とする.		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		◎骨材は、標仕6.3.1(2)による.◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算			7. シーリング	◎種類及び施						
		人 ノノの直下とする。 たたし、断語	※ 付かのの場合は、関系	:村の直下とする.		◎コンクリート中の塩化物量は, 0.3kg/m³!				記号	材質	既 存	施工箇所	改修工法		接着試験
						◎試練りは(行う・行わない).◎所要空気量は4.5%±1.5%とする.				MS-2	変成シリコーン	撤去	外壁取合 水切り取合		0×10程度 5×10程度	簡易
材料						◎受注者は、コンクリートの使用にあたっ	てアルカリ骨材反応を抑制するため、次の	03つの対策の中のいず					小別り収日		0×10程度	
***	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)		れか1つについて確認をとらなければなら									U × 10程度 5 × 10程度	
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13		(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトラン	制 ドセメント等を使用し、コンクリート1m³に	こ含まれるアルカリ総					サッシ枠		0×10程度	
	-	建築基準法の規定に 基づき認定を受けた鉄筋				量をNa ₂ 0換算で3.0kg以下にする.				MS-2	変成シリコーン	-	サッシ取合		5×10程度 0×10程度	簡易 (外部のみ)
	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	_			(2) 抑制効果のある混合セメント等の使	用 高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS	C D E010 = / = / =						3	5×10程度	()
	が料試験は行わない. ただし、規格証明書を	提出し、監督員の承諾を得ること、				ュセメントに適合するフライアッシ	高炉セメント[D種またはC種]あるいはJi: ュセメント[B種またはC種]もしくは混和i 材反応抑制効果の確認されたものを使用す	材をポルトランドセメ							0×10程度 5×10程度	
		・ ガス圧接継手 ・ 機械式継		ታ る .		(3) 安全と認められる骨材の使用	ヤスルル中間が未び組成されたものと RM 9 9 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			※カバー工法	を行うサッシについて	ては、既設シー	リングの撤去は行	jわない.		
Į.		D異形鉄筋については,重ね継手を				用する. 試験方法は、JIS A 11/45号材のアル	カリシリカ反応性試験方法(化学法)または	+.IIS & 5308/1.≠ / ≥		1	は、被着体及ぴシー! シーリング材の有効其			_		
	が結果線の端部は内側に の鉄筋の定着方法及び長						がカランプガ及心性試験方法(化学法)または 材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法			◎シーリング	面への仕上塗材仕上げ	げ等を(行う	・行わない).			
		ぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に					ニルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミ	ミクストコンクリート)			るシーリング材は、前					
)各部の配筋は、図示(「7節ー梁貫通孔その	こよる. 図示されていない場合は, 地配筋] による.	標仕参考図 []節-基係	是及び基礎梁の配筋」~		の付属書8「骨材のアルカリシリカ反 ②混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3	5応性試験方法(モルタルバー法)」による. 3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受	けること		<u> ただし、同じ</u> ことができる	<u>材料の組合せで実施し</u> 。	<u>、た試験成績書</u>	がある場合は、島	<u>:督員の承諾を労</u>	けて、試験	を省略する
						◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標		.,	5 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B							
©	②梁貫通補強に建設技術	リート構造配筋基準図による. 評価規定に基づく評価品を使用する	る場合は、それぞれの部	8分についてメーカーの構		○工事開始に先立ち、工場を選定し、監督	職員の承諾を受ける.		5章 屋根及びとい工事 1. 一般事項		る建具は、建築基準に			 装材及び屋外に	面する帳壁の	の基準(昭和
i	道計算書を提出し、 監	督員の承諾を得ること.			工場の指定						以外の工法は,専門第 に基づき定められた▷		· 6.			
	主要な配筋は、コンク 員の検査を受ける。	リート打込みに先立ち、種類、径、	, 数量, かぶり, 間隔,	位置等について、監督職	5. 型枠	◎型枠は、(順産木製型枠 ・ 合板 ・ 金)					Vo=(36 区分 (I・II・(
,	貝の快直を支げる。						登装の有無 材質 厚さ なし	適用箇所		積雪区分	建設省告示第1		5)			
		における技能者は、あと施工アンカ 証明する資料を提出し、監督員の2		5十分な経験と技能を有す		標仕6.8.2 (2) (7) A 種	あり 日本農林規格 12mm	打放し仕上げ面	0 FDAR##	○巳##★₩	-t- +t-#*					
		証明する資料を提出し、監督員のA た場合は、直ちに穿孔を中止し、盟		受けること.		標仕6.8.2 (2) (1) B 種 標什6.8.2 (2) (1) C 種	なし		2. 長尺金属板葺き	◎屋根葺き形	ユ ・ _{快草} ・ ○ 瓦棒葺 (心木な	し): カバーエ	法			
©	鉄筋等に当たった場合	は、穿孔を中止し、付近の位置に存					なし 日本農林規格 12mm	上記以外			平葺(一文字蓋	葺き ・ ひし形	葺き)			
	てんすること.)施工確認試験を(行う	· 1767/11)								45 MT-T	種類	JIS	鋼板の	めっき	膜の	******
	・確認強度は、メーカーイ									施工箇所	(JIS規格 名称)	規格番号	厚さ (mm)		人性 注類	下葺材料
	あと施工アンカー・金属系アンカー(差)	対マンナ)			4章 防水改修工事						溶融55%アルミニウム			1	リエステル	既存屋根
		:fif アンガー) (D10), 全長 (450mm)とする.			1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地(の状況により、設計図書に定められた施工		-	屋根	亜鉛合金めっき鋼板 及び鋼帯	反 JIS G 3321	0.4			の付座板 (瓦棒葺)
	アンカーセット方式	はスリーブ打ち込み式とする.				場合は監督員と協議すること。	ト 養牛 ・ 下陛 〒 井 養牛 ・ その他 ()))とする		○指定のない	次の新加 付属材料は、屋根葺コ			ir よる		
	金属拡張アンカー				2. 改修工法の種類及び工程	I 法	参膜防水	72,0.		◎建築基準法	に基づき定まる風圧力				計画書とし	,
		M12)下向き,有効埋込長さ(80 M12)横向き,有効埋込長さ(80				工程	接着工法 接着工法			て提出する	-					
	アンカー本体の径(M10)横向き,有効埋込長さ(65				施工箇所 1 既存保護層(立上り部等)撤去等	平場: L 4 X 立上り: L 4 X		3. 折板葺	◎折板は, JI	S A 6514(金属製折板	屋根構成材)に	よる.			
	アンカーセット方式	は本体打込み式とする.				2 既存保護層(平場)撤去等 3 既存断熱層撤去等				#r = #r =r	鋼板の 厚さ 塗装面	形式	山高 山ピッチ (mm) (mm)	耐力野	· 上面戸 裏打	「ち材
躯体工事(3) (コンナリート工事	車 ∫					4 既存防水層(立上り部等)撤去等 5 既存防水層(平場)撤去等				施工箇所	厚さ	IN IL	(mm) (mm)	m 7 0 i	箇用 の有	無
	事)				-	6 既存下地の補修及び処置	0 0			渡り廊下			150 250		無 #	
	⊙I類(JIS A 5308へ	の適合を認証されたコンクリート)				7 防水層の新設 8 断熱材の新設	0 0			渡り廊下	0.8 両面	重ね形	88 200	+	無	**
	・Ⅱ類(JIS A 5308へ	の適合したコンクリート)				9 保護層の新設				ONC##+ √	. 5 11 6 +	括則 叶		·(\$L)		
©;	設計基準強度							_			・有り 厚さ mm, 以外の工法は,専門第				ば納めは屋	根葺き工法に
	コンクリート 設計基準		度試験の 番別 宏藤	5単位 貴重量 適用箇所	3. 既存下地の補修材料	◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製	とし,形状寸法は(W50 厚1.5)程度とする	5.		◎建築基準法	業者の仕様による. に基づき定まる風圧力	カ及び積雪荷重	に対応した固定金	計算の間隔 , 固定	≧方法等を施	正計画書と
	の種類 Fc(N/	mm ²) Fn (N/mm ²) (cm) 18+S 15	有無 (t/	/m³)		◎ポリマーセメントモルタル及びポリマー		,アスファルト系下地		て提出する	一ムに使用する材料に	t, JIS G 3302	による。			
	並添 10			2.3 土間コンケリート		調整材、改修用ドレン等の材料は、ルー	フィング類製造所の指定する製品とする.		4. とい	◎といの材種	(塩ビ製 カラー) 径(125	() () () () () () ()			
	普通 18	1 10.0	有 - 2.	2.3 屋外階段部袖壁	4. ルーフドレン廻りの処理	◎ルーフドレインの端部から(500mm € 30	00mm)の防水層及びシーリングを撤去し、	ポリマーセメントモル		◎たてどい受	金物は(ステンレス》	製) とし取付け		とする.		
	普通 18	18+S 15	_	2 最易配のか工品		タルで勾配1/2程度に仕上げること.					ンの取付けは図示する ンの製造所:評価名類	_				
		18+S 15 18+S 15	無 - 2.	2.3 屋外階段部土間		· ·			I .	1 SN JFD	マシスルロ 、計画石湯	#1-0°0.				
	普通 18			2.3 屋外院沒部土間	5. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する	వ .				ン及びといは、取付け				3, 5, 3 (2)	(イ) による
	普通 18	18+S 15			5. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示す	ర్.								3. 5. 3 (2)	(イ) による
	普通 18	18+S 15			5. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状, 長さ, 数量等は図示す	ა .	▲ T重 <i>内</i> w ↔			ン及びといは、取付けは図面により、図示の		仕13.5.3 (1) (ア) (d) 又は13		
	普通 18	18+S 15			5. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状,長さ,数量等は図示す。	る. 徳島県県土塾備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 阿波高等学	校 阿波・吉野 体育館改修	◎さがり止め	ン及びといは、取付け)もの以外は標	性13.5.3 (1) (5 田 記	設計

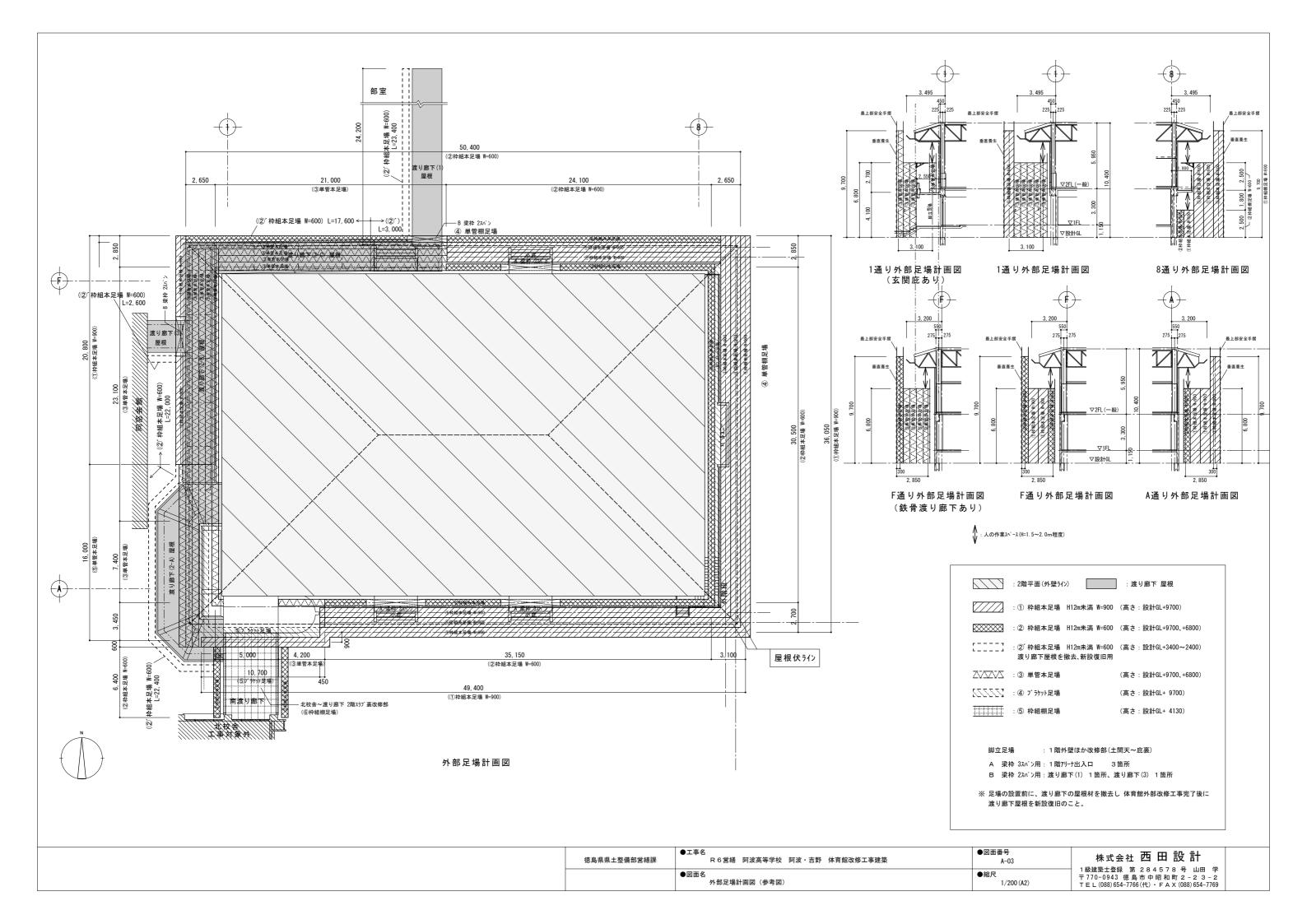
項 目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項				
ト壁改修の施工数量及び 関査方法	③当工事の積算計上数量は、1階部分及び南渡り廊下の調査数量を計上している。⑤施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、果単価で行う)	1. 一般事項	 ◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 ◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承 	, I	©ガラス留め村の種類 建具の種類 材 種 ガラス溝の大きさ				
	◎外部足場設置後、施工数量調査を行う.		謎をうけること. ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまで		鋼 製 1成分シリコーン系 建具製造所の仕様による アルミニウム製 1成分シリコーン系 建具製造所の仕様による 木 製 1成分シリコーン系 建具製造所の仕様による				
	◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること、また、調査方法等で専門 知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。		を1日の作業とする。 ②施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。 ③防犯建物部品の適用は、建具表による。 ③防火戸の指定は建具表による。 ③建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。		◎シーリング材は、改様仕表3.7.1による。◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。				
外壁改修工法の種類及び 材料	©コンクリート打ち放し仕上げ外壁 エ 法 ひび割れ部 欠 損 部	2. 改修工法等	○						
	(0. 2mm以上1. 0mm以下)		撤去の範囲 図示の範囲 図示の範囲 図示の範囲 図示の範囲	8章 内装改修工事 1. 一般事項	③工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監管 員に報告し、指示を受けること。③各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告 し指示を受けること。				
	リカットシール材	3. アルミニウム製建具	サッシアンカー 図示 養生範囲	2. 撤去並びに下地補修	◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。①床改修・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2 (1) 参照				
	シール工法 - 充填工法 (鉄筋露出部-深い欠損30mm超) (浅い欠損30mm以下)	3.	種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠の見込寸法 使用箇所 表面処理 備考 A種 S-5 A-4 W-5 70 図示 B8-1 カバー工法 A種 S-5 A-4 W-5 70 図示 B8-1 新設AD1702小 A種 S-2 - - 100 図示 B8-1 新設AD1702小		種 類 撤去工法 撤去範囲 備 考 ビニール床シート ビニール床タイル 改標仕6.2.2(1)(ア)による 全面・一部(図示)				
	材料: x* + 3系樹脂EMM 材料: x* + 17- セントモルタルの製造所: 評価名簿による。 ③ モルタル塗仕上げ外壁 工法 ひび割れ部 欠損 部 浮き 部		 ◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製) ◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。 ◎製造所: 評価名簿による。 ◎建具には製作業者名を表示すること。 ◎結露水の処理方法は図示による。 		ゴム系床タイル 機械的除去工法 同 上 部分撤去は以下とする.				
	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法:自動式低圧球*补樹脂注入工法 接入量:25 ml/本 注入間隔:200~300mm		◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする、やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。		床組 改標仕6.2.2(1)(オ) 同 上 ・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照 下地の状況 「た地処理方法 備 考 欄				
	エポキシ樹脂: 製造所の仕様 (1.0mmを超える) 材料:	4. 鋼製建具	耐風圧性 気密性 水密性 遮音性 断熱性 面内変形 使用箇所 表面処理		凹凸部処理 サンダー掛け ポリマーセメントモルタル 合成樹脂床の場合 エポキシ樹脂モルタル				
	充填工法 * リウルヤン系シーリング (PU-2) シール工法 - ルエ法		◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。		欠損部 下地モルタル撤去部 下地モルタル撤去部 デッキブラン等で清掃 を呼さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修				
	充填工法 (0. 25㎡未満) 材料:ポリマーセタントモルウル (0. 25㎡未満)		◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。◎鋼板類の厚さは、建具表による。◎製造所: 評価名簿による。		©改修後の床の清掃範囲は改修部全てとする. ②壁改修				
	アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法	5. 鋼製軽量建具	気密性 違音性 断熱性 面内変形 使用箇所 備 考		・コンクリート間仕切り壁 改標任6.3.2(1)参照 ・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm起の場合の補修を(行う・行わない)				
	- 機: 16 本/m² 指定: 25 本/m² (0. 25㎡以上) エボキシ樹脂: JIS A 6024		◎ 原、枠:亜鉛めっき鋼板。その他仕様は図示による。 ◎ 鋼板類の厚さは、改模仕表5.5.1による。		機械等の区分 既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー				
	アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法 インボーンの側部: JIS N 0024 低粘度形又は中粘度 注入量: 25 ml/本 注入口一般: 12 個/ml	6. 木製建具	◎製造所: 評価名簿による.◎建具材の含水率の種別は、(A・B・C)種とする.		アグレッシブウォータージェット使用				
	注入口 指定:20 個/㎡ ピン本数 一般:13 本/m ² 指定:20 本/m ³		◎見込み寸法は、建具表による。 ◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆とする。ただし、正戸な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 標仕16、7、2 その他は、(2)(3)(b)(c)による。		撤去区分 既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容 壁下地を含む全面 図示による ボード面まで 図示による ボード面を残し仕上げのみ 図示による				
	◎接着剤、ポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による.		表面板の厚さは、建具表による。		③天井改修 改標任6.4.2参照				
上塗材外壁改修工事	 ◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。 ◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類と材料による。 種類 既存塗膜の除去 た地 下地 仕上 調整 仕上 認定 上塗材 	7. 建具用金物	 ◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.1による. ◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.7.2による. ◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による. ◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.7.3による. 		撤去区分 既存壁取合の補修範囲及び内容 天井下地を含む全面 図示による ボード面まで 図示による ボード面を残し仕上げのみ 図示による				
	JIS A 6909 防水形外装薄塗材E		◎握り玉及びレパーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。◎マスターキーは、製作する(3組)、その他の鍵の製作本数は(3組)		・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。				
		8. ガラス	◎板ガラス 種類 品種 厚さ 備 考 フロート板ガラス JIS R 3202 図示 型板ガラス JIS R 3203 図示	3. 木工事	 ②木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。 ③木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS 1570) (木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の財に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4ま 				
			網入板ガラス JIS R 3204 図示 強化ガラス JIS R 3206 図示 型板強化ガラス JIS R 3206 図示	4. 製材	に関する法律(昭和40年法律第112号) に関すしたのとする。)、これと同等の集削を用いたAからAをの業剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施ているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・ 樹種及び等級				
			◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び総小口下端の防錆処理を行うこと.		施工箇所 樹 種 寸 法 材料の等級 形 状 表面の仕上げ 含水率 備 考 市木・見切材 杉 図示 小節 図示 A · (B)· C A種 作 額線・建具枠 杉 図示 小節 図示 A · (B)· C A種 建具枠 桧 図示 小節 図示 A · (B)· C A種				
			●工事名 R6営繕		●図面番号 株式会社 西田 設計				
				学校 阿波・吉野 体育館改作	修工事建築 特-04 株式 会 在 2 日 日 改 引 1 級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田				

項目	特 記 事 項	項目			特:	記事項	<u> </u>				項目	特記事項							
5. 床張り用合板等	◎構造用合板 ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の構造用 合板を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	15. せっこうボード及び 合板張り	111# 401h D	松子紘子	T/4	厚さる不	燃材等「小	いねじ・釘	下地の	<u>#</u> #	21. 内壁補修工事 1) 内壁補修の施工数量及び 調査方法	©当工事の積算計上数量は、1階及び2階卓球場、通路の外部に面するコンクリート壁(ステージ東面を除く)を調査した数量を計上している.							
	施工箇所 厚さ 等級 単板の 接着の程度 板面の品質 有効断面 係数比 防虫処理 強度等級 備考	その他ボード	材種・規格品			-	-	・接着剤の 重類	下地の 種類	備考	四旦刀,公	◎施工数量は、次 県単価で行う)	の調査により		し確定した数量に	基づき設計変列	更を行う. (設	計変更単価は,	
	図示 15 2級 針葉樹 特類 C-D		せっこうボード JIS A 6901の規格品				不燃 	女標仕6.13.2 (d)(e)	LGS			◎内部足場設置後◎調査に先立ち、知識が必要な場	調査内容及び	方法等の計画	書を作成し監督員の 技術者(製造所等)に			査方法等で専門	
6. 諸金物	◎下地材及び造作材 の釘は、JIS A 5508の規格品とする。◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。		ロックウール			45.0	8	女標仕6.13.2			2) 内壁補修工法の種類及び	◎コンクリート打			AII = (3.2.// 47.1	- JAN JA JA JA	-		
	◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、 日本建築学会建築工事標準仕検書を適用する。◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維		化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付け	15. 0	不燃	(d) (e)	LGS		材料	工法	(O. 2mm)	ひび割れき 以上1.0mm以下)		:	欠損部		
	板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む.)が行われたものを使用する、ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.		化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け 目透し	9.5	≛不燃 □ ^改	女標仕6. 13. 2 (d) (e)	LGS			樹脂注入工法	注入量:	自動式低圧Iポギ : 25 ml/本 隔: 200~300mm シ樹脂: 製造所	1				
	また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の		普通合板 農林省告示第233号	壁	底目地 目透し	5. 5	_	標仕19.7.2 による	木下地	分合板 2類		Uカットシール 充填工法	L材 材料:2	を超える) ?成分形ポリウレタン +ポリマーセメントモルタ ング材:改標仕	ı,				
	確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より 前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証 明は不要とする。		普通合板	壁	目透し	9. 0	_		木下地	分合板		シール工法	(0.2mm; 材料:-	未満) 『す状エ ギシ樹脂					
7. 軽量鉄骨壁下地	◎JIS A 6517の規格品とする. (40形 以外)		農林省告示第233号					による	LGS	2類		充填工法			材料			能い欠損30mm以下) 料:ポリマーセメントモルタル	
8. 軽量鉄骨天井下地	 ◎スタッド、ランナーの種類は、(図示)とし、改様仕表6.7.1による. ◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。 ◎JIS A 6517の規格品とする. ◎野緑等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改様仕表6.6.1による. 		普通合板 農林省告示第233号 壁 目透し 5.5 - 標仕19.7.2 による 木下地 有孔702合板 2 類						◎ポリマーセメン ◎モルタル塗仕上	げ内壁									
	◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。 ◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。		メラミン不燃化粧板	壁	目透し			接着剤	LGS コンクリート			樹脂注入工法	(0.1 Iž	ひび割 2mm以上1.0mm以 生:自動式低圧エ 、量: 25 ml/本	人下) 木 わ樹脂注入工法	欠 損 部	S = 3	子き 部	
9. 鋼製床下地	 ◎アリーナ用、ステージ用鋼製床 JISA 6519 の規格を満たす製品とする. 詳細は図示(参考図)による. ◎床下点検口 600x600 鍵付 詳細はメーカー仕様による. ◎床下点検口 37mm/c J + 44mm/c J + 4mm/c J		出隣役物 : 樹脂製 (製造所専用部材とする) 蟾部見切材: アルミ (製造所専用部材とする)								注 <i>)</i> 工力 (1.	【間隔: 200~3 パキシ樹脂:製 Ommを超える)	00mm 造所の仕様	/	,	-			
10. ビニル床シート張り (JIS A 5705)	◎床下換気口 詳細はメーカー仕様による。 材質 種類・種類・種類 色柄 厚さ 幅 木 按着剤 施工箇所 備 考		◎合板、パーティクルボー ただし、正当な理由によ パーティクルボード及び	り確保が困難	である場合	等,ホル.	ムアルデヒ	ヒドの放散量	が, F☆☆			Uカットシール 充填工法	シ-	4:2成分形ポリ +ポリマーセメン - リング材:改	トモルタル				
ビニル床タイル張り (JIS A 5705)	じ ** 「小床・ 複響 ** 「小床・ トット 記号: FS 標準品 2.0mm シート巻上げ工法 100		ものとする.									シール工法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2mm未満) 1:A゚ラ状エボキシ ィ		/ (0.25㎡未満			
及びゴム床タイル張り	じ ** 「	16. モルタル塗り	施工箇所 仕上げの種類 目地の材質 防水の有無 備 考 床 金コテ ー 無 図示							○ポリマーセメン○塗り仕上げ仕様			価名簿による.	材料:ポリマーセメント	thán /				
11. 合成樹脂塗床	© L 一ル幅小・ 州負(吸食)・ 仮食)、 両で (W ・ 70 ・ (W) 7,		床 木コテ ー 無 タイル下地 巾木 金コテ ー 無 図示 壁 金コテ ー 無 図示						22. 塗り仕上げ改修工事	◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、21.2)内壁改修工法の種類と材料による。									
	ギャラリー 風除室 エポキシ樹脂 平滑仕上 防塵仕様 屋内階段		◎モルタルは(・現場調合材 現場調合材料の場合は改標:				の場合は、	JIS A 691613	よる。			種 类		の補修)は、 既存塗膜の隙 及び下地調整		本の種類とMa 下地 仕上 調整 形状		防火 上塗材	
	※既存モルタル面に施工する場合は、下地調整(カチオン系)を行う.		◎目地の位置及び寸法は図:◎防水モルタルに用いる防:◎総塗り厚さが25mm以上と:	水剤の使用方								JIS A 6909 外	·装薄塗材E	#\.b* _ T		_1 D/z /_+		- つや消し	
	◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、「☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、「☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	17. セメントモルタルによる タイル張り		法 吸水率による	区分うわく	'すり 役	物		材の 耐凍	害性 耐備考 無性	9章 塗装改修工事	◎防火材料又は建	筑其淮津┌其	づく指定▽仕	羽宝を受けたものと	· *			
	③以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。 ・室内空気中化学物質の室内濃度指針値について (H31.1.17薬生発0117第1号) における13物質 ・学校環境衛生基準 (平成21年文部科学省告示第60号) 第1の1の (8) ア~カの6物質			0		0	0 0	_	- 0		i. artik	◎塗料はホルマリ◎ユリア樹脂等(ニ系防腐剤)を用いただし、正当な	ン不検出のも(1リア樹脂, メ いた塗料のホル 理由により確	の及び有機溶 ・ラミン樹脂、 ・ムアルデヒト 保が困難であ	削の含有量が少ない フェノール樹脂, *の発散量は, F☆☆ る場合等, ホルム,	ハものとする. レゾルシノー マ☆☆とする. アルデヒドのタ	発散量が、F☆		
12. 高弾性衝撃吸収シート	◎スポーツ専用床シート 高弾性吸収シート床材は、HS、無地(標準色)、t6.5mm、接着剤は標仕表19.2.1 ◎(株)ABC商会 レックスコート程度		◎標準的な曲がりの役物は・◎タイルの製造所: 評価:◎見本焼きを(行う・行)	名簿による. わない).	る .						2. 合成樹脂調合ペイント塗り			員と協議する:	ものとし、監督員の		のとする。 <u>-</u> め塗料	T 1	
13. フローリング張り	◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のフロー		◎試験張りを(行う・行。◎既製調合モルタルの製造◎保水材の混入量は、実績	所: 評価名		で、監督』	員の承認を	:得ること.			(SOP)	大部 (新規面)	屋外		下地調整 (新規画は素地ごしらえ) 素地ごしらえA科	屋外	屋内	- 備 考 枠・カーテンボックス等	
	リングを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 施工 種別 樹種 厚さ 寸法 模様 工法 釘・接着剤の種類 表面仕上・塗装	18. 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着 ル樹脂又はホルムアルデ	剤、ユリア樹	指等(ユリフ	7樹脂,メ	ラミン樹脂	脂、フェノー				木部(塗替面)		B種	RB種		_	枠・カーテンポックス等	
	箇所 特殊 スクリュービス習め 表層単板6mm 工場塗装品 (おざね部分にビス習め) 表層単板6mm 工場塗装品 (おざね部分にビス習め) (おざね部分にビス習め) (おざね部分にビス留め) (PCR処理・ささくれ防止) (X4'* 辞書剤・JIS45506		ただし、正当な理由によ を使用できない場合には、	り確保が困難	である場合	等,ホル	ムアルデヒ	ヒドの放散量	がF☆☆			鉄部(新規面)		B種	素地ごしらえC種	500	工程:A種 塗料:A種	建具枠 手摺・格子等	
	ステンプ 本 15.5536 1	19. 既製家具	◎合板、パーティクルボー ただし、正当な理由により)確保が困難で	きある場合等	等,ホルム	アルデヒ	ドの放散量	ಗ್F☆☆☆			鉄部(塗替面)		B種	RB種		工程:C種 塗料:A種	建具枠 手摺・格子等	
14. ライン引き	◎巾50mm 色:図示・バスケットコート用・バレーコート用	20. 断熱材	パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得る ものとする。 ②ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放						3. 耐候性塗料塗り(DP)	区分		重別 Dfff	下地調整	上塗りの	<u>折</u>	備 考板屋根(2F風除室)			
	・バトミントンコート用 ・反復跳び用 (2 F 卓球室床)	20. pij 75774	散量は F ☆ ☆ ☆ ☆ とする. ただし、正当な理由によ	り確保が困難	である場合	等, ホル.	ムアルデヒ	ヒドの放散量	がF☆☆			鉄鋼面(塗替 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		B種 	RB種 RB種	ふっ素 1 組	樹脂 階	根軒先・屋外階段手摺 投備盤・鋼管 等 屋外階段 手摺元	
	※詳細は ライン引き 平面図 参照		を使用できない場合には、	,監督員と協	譲するもの	とし、監査	計画の承諾	を得るもの。	とする.			四/四四 (至日		U)±	INDf重	ふっ素		バルコニー 手摺元	
					- i	島県県:	十整備部	【学繕課	•1	事名 R6営繕 阿波高等	学校 阿波・吉野 体育館改修]		図面番号 特	∮ −05	株	式会社	西田	設計	
					14	»四不不.	ᆂᇎᅤᆙ		●図	面名			■縮尺		〒 770-	0943 徳島	市中昭和	78号 山田 <u>4</u> 1町2-23-:	
	<u> </u>									特記仕様	書(5)		A2	?:NON	TEL(088) 654–776	ô(代) · FA	X (088) 654-77	

項目	特 記 事 項			11章 環境配慮(グリーン) a 項 目 I. アスベスト含有建材の	特記事項
つや有合成樹脂エマル ションペイント塗り(EP-G)	区 分 種 別 下地調整 さび止め塗料 備 考 屋外 屋内	7. 舞台装置 舞台諸幕	◎幕: 2倍ひだ◎詳細は図示による.	1. アスペスト含有建材の 処理工事 1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
	(ナい酸加/) (本ア)	8. ブラインドボックス及び カーテンボックス	◎溝幅×深さ (mm) 図示材質・木製		◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2 (6) により見やすい場所に掲示すること。
	モルタル面 (塗替面) B種 RB種 - キャットウォーウ先端部	9. 流し台	例 貝 · 小安 寸法 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
			材種		
合成樹脂エマルション ペイント塗料(EP)	区分 種別 下地調整 備考 モルタル面 B種 RB種 モルタル壁	40 5545			
	(塗替歯)	10. 既製家具	②合板、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆公合板、MDF及びパーティクルボードを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得る		
	ボード面 Rf番 DDf番 離ボ_ド西		mIT 及びパーティソルホートを使用できない場合には、監督員と助應するものとし、監督員の系統を得る ものとする。		
	(塗替面) ロンクリート面 (新規面) B種 素地ごしらえB種	11. 洗面カウンター	材種 : 人工大理石 奥行き: 約550		
	(新規面) B種 素地ごしらえB種 壁ボード面 (新規面)		・フロントパネル扉式 ・洗面器: ベッセル式 ・水栓: 台付自動水栓(発電タイプ)		◎アスベスト粉塵濃度測定を (行う・(行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」
ステイン塗			・水柱 : 百刊 日朝小柱 (元电ブイブ) ・排水 : 床排水 ・給水 : 歩給水		による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
スティン室	区分 種別 下地調整 備考 木部(新規面) B種 素地ごしらえB種 巾木等		• 巾木: ステンレス ② その他詳細は各部詳細図による。		・ 報告書を () 前地間下ボカ間间に登録している。 ・ 報告書を () 前中成し監督員に提出すること。 ・ 測生場所及び箇所は図示による。測定時期()
	木部(塗替面) B種 RB種 巾木等				◎施工計画
	区分 種別 下地調整 備 考	12. 甲板	材種 : 人工大理石 奥行き: 約120 (垂付き)		(1) 工事着手前に施工計画書 (関係法令の作業計画内容を含む) を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスペスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
クリヤーラッカー塗り(OSCL)	木部(新規面) B種 素地ごしらえB種 アリーナ型等	13. トイレアクセサリー	© L型手すり: 樹脂被膜タイプ (前出120タイプ)		◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明 → 7.3%対 + 5% 対 号にも関います。
	木部 (塗替面) B種 RB種 アリーナ皇等	手すり	◎小便器用手すり:樹脂被膜タイプ◎ベビーチェア:平面設置タイプ◎ベビーシート:横寝かせタイプ	2. アスベスト含有成形板の	する資料を監督員に提出する。 ②養生等
			◎テーパー加工	除去	(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場 (外装工事足場兼用)
ユニット及びその他工	事		◎奥行600 幅カット品		養生種別 (プラスチックシート厚0.15mm以上) (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない閉口部
トイレブース	表面材の種類 脚部 ドアエッジ 備考 形状 形状 材質	15. 体育器具	◎詳細は参考図による。 ○ (こく) は、 ***********************************		の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場 (種類:内部工事足場兼用)
	メラミン化粧板 SUS巾木 Rエッジ アルミ 非常時外開き対応品 ◎製造所: 評価名簿による。		◎パスケットゴール:前方吊上式パスケット1対(日本パスケットボール協会認定品)◎パスケットゴール:ジャパラ式パスケット2対(日本パスケットボール協会認定品)		養生種別 (ブラスチックシート厚0.15mm以上) ©工法
	 ●女祖か・『おいばつかによる。 ●・非常時外開機能付きとする。 ●トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 		 ⑥防球ネット: (ステージ前) 手引式、片開式 1張り /ネット仕様:ポリエチレンネット100mmグリーン ⑥防球ネット: (アリーナ中央) 手引式、片開式 1張り /ネット仕様:ポリエチレンネット100mmグリーン ⑥防球ネット: (卓球場) 手引式、両開式 1張り /ネット仕様:ポリエチレンネット25mmグリーン ⑥防球ネット: (両サイド上部) 手引式、両開式 2張り/ネット仕様:ポリエチレンネット100mmグリーン 		(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した
	◎材種(ステンレス), 形状(ビニル製タイヤ付), 幅(35)◎取付け方法は(ビス留め)とする.		◎椅子収納台車:10列◎万能台車:1列◎万能台車(サイド枠なし):1列		状態で作業を行う。 ただし、アスペストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧 不要)を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシ
	◎防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。◎全面鎖は一部 フロスト加工 を施す。 (図示)◇子本社・イン ##m/4/57 日間四〜50円		◎縦掛式器具収納台標:10本掛け 壁固定式 2組		ブルコンテナバッグや車両を用意すること。
	◎全面鏡サイズ、詳細は便所展開図参照		◎固定鏡:引き戸式 1組◎肋木:木製5欄 1組		©除去箇所一覧表 階数 室 名 箇所 建 材 種 別 面積 調査方法
表示	区分 材質 寸法 厚さ 取付高さ 備考 ピクトグラム アルミ 詳細図参照 詳細図参照 現場にて決定 平付	16. 落下防止ネット	◎ネット仕様:剥落・落下防止ネット(防炎性又は難燃性を有するもの)・25mm目		女子更衣室 1 用具庫B(南)(北)及び階段 用具庫C 床 ピニアスタイル 149.2 m² みなし含者
	室名札 アルミ 詳細図参照 詳細図参照 現場にて決定 平付		・ポリエステル又はナイロン・グレー系又はブラック ・規格 7.8T 2016本 (参考)		2 調光室、教官室 149.2 111 07.3 11 07.3
	誘導標識 タイプ 計機図参照 計機図参照 現場に C 次定 消防認定品		割付については、実測調査を行った上で、監督員との協議を行い決定する。ワイヤー支持金具及びワイヤーローブは既存流用とする。		1 用具庫A 床 じょい床シート 42.9 m° みなし含4
	◎案内用図記号はJIS Z 8210による。◎詳細は各部詳細図による。				2 調光室、教官室 壁 プラスターボード t9 27.3 m² みなし含れ
ブラインド	形式横形プラインド 縦形プラインド				1 玄関木ル 天井 プラスターボート* t12 リア・付岩線吸音 23.0 m² みなし含4
	材質 アルミ 開閉方式 ポール式 スラット幅 25mm				女子更衣室、
	(月具庫C 大井 7 735-3 - h t9 112 m² みなし含4 2 調光室
カーテン及びカーテン レール	施工取付 生地の種別、品質、 ひだの種別 形 式 引分装置 備 考				2 屋外軒裏 軒裏 有孔軟質石締セメント板 252 m² みなし含
<i>UJ</i> U	箇所 特殊加工等(製造所) りたい住所 か 式 5/7 表世 場 ち 2 日本 1級) 1.5倍ひだ シングル 図示 既存暗幕は撤去処分 2Fギャリーの普通カーテルは取外し、再利用とする(カーテルール共再利用)				◎除去が完了したときは、アスペスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
	◎カーテンレールは次による.材種(アルミ),形状(C型ダブル)材種(アルミ),形状(重量型カーテンレール) ※使用箇所は図示による				⑤施工記録等(1)施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。(2)作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。
		I		1	
			Mary 1777 Trium Tr	営繕 高等学校 阿波・吉野 体育館 む	1級建築十巻録 第 2 8 4 5 7 8 早 川田
				士様書(6)	●縮尺







外部仕上	プ表		※既設仕上において【〇〇〇〇】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。			
対象建物		改修前·後	仕 上	部 位	改修前・後	仕 上
	屋根	改修前	木毛セメント板 t25 カラ-鉄板 瓦棒葺 t0.4 下地処理の上 塩化ゴム系エナメル塗	パルニー 床・巾木	改修前	防水砂炉沖押え 目地切仕上 @1400
	産 恨	改修後	嵌合瓦棒カバー工法 カラ-溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 t0.4 ボリエチレン t4mm裏貼	7 ///4 床・川木	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)
	外壁、柱型、梁型、庇裏	改修前	コンケリート打ち放し 下地処理の上 【7ケリルリン・吹付】	屋外階段 床	改修前	床:防水モルクルコテ押え【段鼻タイル:磁器タイル】
	等のアクリルリシン吹付部	改修後	サンタ・-工法 全面 C-1 (カチオン系)の上 防水形外装薄塗材E (単層弾性塗材)	(パルコニー側)	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2) 粗面仕上げ 段先: モルタル補修
	外壁(2階部)	改修前	角波カラー鉄板 t0.4 下地処理の上 【塩化ゴム系エナメル塗】	福	改修前	【硬質塩t゚パイプ 125φ VP塗 ※支持金物共】
		改修後	RB処理の上 DP塗	他	改修後	塩ビ製 カラー VP125 ステンレス支持金物共 伸縮用ソケット(既設接続用)共
体	**	改修前	モルクルコデ押え	手摺	改修前	GP48. 6 φ GP42. 7 φ 【OP塗】
館	巾木	改修後	高圧水洗	于指	改修後	RB処理の上 DP塗
	+7 =	改修前	軽量鉄骨天井下地 【 有孔軟質石綿セメント板 t6 底目貼の上 VP塗 】			
	軒裏	改修後	無石綿ケィ酸カルシウム板 (0.8FK) t6 EP-G塗 有孔無石綿ケイ酸カルシウム板 (0.8FK) t6 EP-G塗			
	+88 c 100 H = 10	改修前	防水モルタル金コテ押え			
	玄関庇 上部防水 (立上り壁内・笠木)	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)			
	小庄目仕工場	改修前	防水モルタルコテ押え			
	小庇 見付·天端	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)			

※既設仕上において【〇〇〇〇】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。 外部仕上げ表(渡り廊下)

クト部江上リオ	表 (渡り郎下)		WORKET 1900 C FEW IN NO - MILE OF COLUMN COLUMN FEB 1979				
対象建物	部位	改修前・後	仕 上	対象建物	部 位	改修前・後	仕 上
	土間	改修前	₹ルクル金コテ押え 目地切共 ※一部【₹ルクル金コテ押え 目地切共】		床	改修前	₹ルタル金コテ押え
	上[月]	改修後	現状のまま ※撤去部 モルタル金コテ押え 目地切共		体	改修後	現状のまま
	h+ . B	改修前	コンクリート打放し	- 北 -	44 575	改修前	角型鋼管 錆止めA種鉛丹1種1回塗の上 OP塗(2回)
	巾木・壁 (柱型)	改修後	高圧水洗 全面C-1(カチオン系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)		柱、梁	改修後	現状のまま
南	T#	改修前	コンクリート打放し		På	改修前	角波カラー鉄板 t0.5 内部面 OP塗(2回)
渡 し	天井 (梁型)	改修後	高圧水洗 全面C-1(カチオン系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)	西 渡	壁 (腰パネル)	改修後	現状のまま
廊	T#	改修前	コンクリート打放し 【アクリルリシン吹付】	9	P#	改修前	【三晃式 折板 t0.6 W-500 片面カラー タイトフレーム 補強アングル 座付ボルト 止水面戸共】
下	天井 (スラプ裏)	改修後	サンヴー工法 全面 C-1(カチオン系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)	廊 下 — (鉄骨)	屋根	改修後	折版 溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 t0.6 H150(一部 H88) タイトフレーム 補強アングル 座付ボルト 止水面戸共
(RC)	om: ct/m41	改修前	₹₩ % ₩防水 目地切共		軒樋	改修前	【塩ビ製 90×100(前高)折板用 VP塗 ステンレス支持金物 @500 自在ドレイン VP75φ用共】
	2階 床(平場)	改修後	高圧水洗 塩化ピニル樹脂系シート防水絶縁工法(機械固定)SM-2 厚1.5の上、防水層保護材(塩ピシート滑り止め加工 厚2.5)重ね張り	一 (鉄育)	軒位	改修後	塩ビ製 角型カラー W120程度 自在ドレイン 支持金物共
	OFF + (FR. +F)	改修前	床:防水モルクルコテ押え【段鼻タイル:磁器タイル】		50 tr	改修前	【硬質塩ピパイプ 75φ VP塗 支持金物共】
	2階 床(段部)	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水 (X-2) 粗面仕上 段先: モルクル補修		竪樋	改修後	塩ビ製 カラー VP75 ステンレス支持金物共
		改修前	巾木:防水モルタルコテ押え 腰壁:コンクリート打放し 笠木:防水モルタル金ュテ押え				
2	2階 巾木・腰壁・笠木 - (内側)	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)				
	104	改修前	【硬質塩ピパイプ 75φ VP塗】※支持金物共	1 [
	樋	改修後	塩ビ製 カラー VP75 ステンレス支持金物共 伸縮ソケット(既設接続用)共	1			

凡例<図面符号>ほか	※以降全図	面共通
[0000] +	リッコ表示	拗去を示す

【〇〇〇〇】 カッコ表示	撤去を示す。
【塗装名】 カッコ表示	塗替えを示す。
着色部	モルタル等の撤去範囲を示す。
◆ 印	カッター入れを示す (カッター入れ等による既存モルクル破損箇所は復旧を行うこと)
▶ 印	シーリングを示す。
※図中の造作材の引き出し数	値表示及び寸法表示共に仕上がり寸法を示す。

※ [] は7スペスト含有建材(レペル3)を示す	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-04	株式会社 西田設計
		●図面名 外部仕上げ表・凡例	●縮尺 1/1 (A2)	1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2 - 2 3 - 2

上げ表		※既設仕上において【〇〇〇〇】カッコ表記のあるものは【 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗									
室 名	改修前・後	床	巾木	下地	腰壁	下地	壁	天 井	廻縁	天井高	備考
	改修前	段下:磁器150角タイル張り 段上:人研ぎ	รีวิ′ ว ํ ฉ _ี งว่า H=120			C	モルクル塗コテ押え【SEP塗】	【プラスターボードt12捨張りの上 リプ付岩綿吸音張り】 ※軽量鉄骨天井下地は現状のまま	【塩ピ製】	CH=2650	【下足箱:白ラワン0SCL塗】 【南側:アルミ製ハードマット 600×2000】
玄関ホール	改修後	現状のまま ※フロアヒンジの取り換えによる床補修(モルタル金コテ)を行うこと	現状のまま			С	RB種処理の上 EP塗	GB-R t12.5捨張の上 DR(リプ付)t15	塩ビ製	CH=2650	下足箱 南側:7ルミ製ハードマット 600×200
mer co.	改修前	モルタルコテ押え 【段鼻タイル:磁器質タイル】	モルタル H=100			С	コンクリート打放し 下地処理の上【アクリルリシン吹付】	コンクリート打ち放し 下地処理の上【7クリルリシン吹付】	_	_	
階段 (玄関ポーチ~風除室)	改修後	下地補修の上(カチオン系) 塗床 エポキシ樹脂系 防塵タイプ 段先モルタル補修の上 ステンレスノンスリップ W35	下地補修の上(カチオン系) 塗床 エポキシ樹脂系 防塵タイプ				サンゲ - 工法 全面 C-1 (カチオン系) の上 防水型外装薄塗材E (単層弾性塗材)	サンダ・-工法 全面 C-1(ガオン系)の上 防水型外装薄塗材E(単層弾性塗材)	_	_	
311 T	改修前	【鋼製床組 ラワンペニヤ t12捨張りの上 カバ桜フローリンク゚ t18 ポリウレタン塗装】	†ラ H=100 【SOP塗】 ※一部撤去(図示による)			C S	コンウリート打放しの上【SEP ローラー塗装】 ラウンペニヤ t5.5張り(底目地)【OSCL塗】 【ラウンペニヤ t5.5張り(底目地) OSCL塗】 ※張替え範囲は図示による	ギャラリー床下天井:コンクリート打放し【アクリルリシン吹付】 鉄骨小屋組み【OP又SOP塗】	_	_	壁面:式典用幕取付用フック
71-7	改修後	鋼製床組 構造用合板 t15捨張りの上 かが桜 大型積層フローリング塗装品 t18.5 ボリウレタン塗装 2回塗	RB種処理の上 SOP塗 杉 25×100 SOP塗			C S	RB種処理の上 FP塗 RB種処理の上 OSCL塗 分合板2類 t5.5張り(底目地) OSCL塗	サンダ・-工法 全面 C-1(折わ系)の上 外装薄塗材E RB種処理の上 SOP塗	_	_	現状のまま
7= 55	改修前	【木製床組の上 プナフローリンク゚ t15張り ポリウレタン塗装】	†→ H=75 【CL塗】	C CB	・ モルタル塗コテ押え目地切【SEP塗】	CB S		木毛セメント板張り t25	_	_	【台車を含むステージ床 一式】 プドウ棚【0P塗】. プロセニアムアーチ:白ラワン【
λ , Τ−ジ	改修後	鋼製床組 構造用合板 t15捨張りの上 カバ桜 大型積層フローリング塗装品 t18.5 ポリウレタン塗装 2回塗	RB種処理の上 CL塗	C CB	- RB種処理の上 EP塗	CB S	RB種処理の上 EP塗 RB種処理の上 EP塗	現状のまま	_	_	台車を含むステージ床 一式 RB種処理の上 鉄部:SOP塗 木部:OSCL塗
女子更衣室	改修前	【モルゲル塗 [ピニアスタイル張り(エポキシ樹脂接着剤)] 【※土間コンウリート共】	【米栂 H75 OP塗】	CB	【100角タイル張り(洗面器部)】 ※下地モルタル及びCB t100共	С	モルケル塗コテ押え【SEP塗】	【プラスターボード t9 底目地張り】 SEP塗 ローラー仕上】 ※軽量鉄骨天井下地は現状のまま	【塩ピ製】	CH=2500	【面台:人研ぎ t30】 【鏡×2】
男子トイレ、女子トイレ、前室	改修後	モルタル下地 複層t'ニル床シートA t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤) ※土間コンウリート新設共	床同材による巻き上げ耐水工法 H=100	С	既存CB壁撤去部 モルタル金コテ下地の上 壁仕上材	C	RA種処理の上 メラミン不燃化粧板 t3.0 直張工法(目地処理シーリンヴ詰)張り RA種処理の上 メラミン不燃化粧板 t3.0 直張工法(目地処理シーリンヴ詰)張り	GB-D t9.5mm張り	塩t [*] 製	CH=2500	室名札(平付)×3 小便器用手摺.大便器用手摺(L型)
パ・リアフリートイレ	改修後	モルタル下地 複層ビ エル床シートA t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤) ※土間コンクリート新設共	床同材による巻き上げ耐水工法 H=100	С	既存CB壁撤去部 モルタル金コテ下地の上 壁仕上材	С	RA種処理の上 メラミシ不燃化粧板 t3.0 直張工法(目地処理シーリンヴ詰)張り	GB-D t9.5mm張り	塩ピ製	CH=2500	t゚クトサイン(突出). ベビーシート. ベビーチェア
用具庫A	改修前	【モルタル塗 [ピニル床シート張り(エポキン樹脂接着剤)]	モルタル H=100 ※一部撤去(図示による)			С	コンクリート打放し 素地	木毛セメント板打込み t25 梁型:コンクリート打放し 素地	_	_	【室名札(平付)】 【木製棚】
用具庫A	改修後	モルタル下地 複層ピニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	素地ごしらえの上 EP塗 ピニル巾木 H=100			C LGS	素地ごしらえの上 EP塗 構造用合板(特類 t12.0)拾張の上 汁合板2類(t5.5) 目スカン張り SOP塗	現状のまま	_	_	室名札(平付). 木製棚
女子更衣室	改修後	モルクル下地 複層ピニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	素地ごしらえの上 EP塗 ピニル巾木 H=100			C LGS	素地ごしらえの上 EP塗 構造用合板(特類 t12.0)捨張の上 シナ合板2類(t5.5) 目スカシ張り SOP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共	塩ビ製	CH=2500	室名札(平付). שלים
用具庫B(南)·(北)	改修前	【モルタル塗 [ピニアスタイル張り(エポキシ樹脂接着剤)]	ラワン H=75 【OS塗】			С	モルクル塗コデ押え SEP塗	木毛セメント板打込み t25 梁型モルタル塗 SEP塗	_	_	
/II) (40)	改修後	モルクル下地 複層ピニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 OS塗			С	RB種処理の上 EP塗	現状のまま RB種処理の上 EP塗	_	_	
同上 階段	改修前	木製階段々板: ラワン【0S塗】 【モルタル塗】 (階段室2FL)	ササラ桁:ラワン【0S塗】			С	ブ [*] ラスターボード t12 ジョイント工法【SEP塗】(木軸)	【プラスターポート゚ t9 底目地張り】 SEP塗 ローラー仕上】 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ピ製】	_	手摺:白ラワン【OSCL塗】
同工 阳秋	改修後	RB種処理の上 OS塗 モルクル下地 複層ピニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 OS塗			С	RB種処理の上 EP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共	塩t [*] 製	_	RB種処理の上 OSCL塗
用具庫C	改修前	【モルタル塗 [ピニアスタイル張り(エポキシ樹脂接着剤)]	米栂 H75【OP塗】			С	ŧルクル塗コテ押え【SEP塗】	[7 [*] ラスターボード t9 底目地張り] SEP塗 ローラー仕上] 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ビ製】	CH=2500	【室名札(平付)】
男子更衣室	改修後	モルタル下地 複層ピニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 SOP塗			С	RB種処理の上 EP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共	塩ビ製	CH=2500	םיה–
卓球室	改修前	モルタル金コテ押え 目地切共の上【フローリンク・張り 転ばし床組】	【木製 H=90】※床: フローリング改修時 モルタル塗 H=100 ※床: モルタル金コテ時			S	有孔ラワンペニヤ t5.5 張り【OS塗】(木軸) 《張替え部分は図示による 【有孔ラワンペニヤ t5.5 張り OS塗】(木軸)	木毛セメント板張り t25 鉄骨小屋組み【OP又SOP塗】	_	_	手摺:スチール製【OP塗】
早	改修後	下地補修の上 スポーツ専用床シート(t6.5mm)張り	現状のまま+ピニル巾木 H=75			S	RB種処理の上 OS塗 有孔ラワンベニヤ t5.5 張り OS塗 ※張替え部分は図示による	現状のまま RB種処理の上 SOP塗	_	_	RB種処理の上 SOP塗
+* -==	改修前	【モルタル塗コテ押え目地切仕上】	モルタル塗 H=100			S	有孔ラワンベニヤ t5.5 張り【0S塗】(木軸)	木毛セメント板張り t25 鉄骨小屋組み【OP又SOP塗】	_	_	手摺:スチール製【OP塗】
‡* *ラリー	改修後	モルタル下地 塗床 エポキシ樹脂系 防塵タイプ	下地補修の上(カチオン系) 塗床 エポキシ樹脂系 防塵タイプ			S	RB種処理の上 OS塗	現状のまま RB種処理の上 SOP塗	_	_	RB種処理の上 SOP塗
部から	改修前	【モルタル塗 [ピニアスタイル張り(エポキシ樹脂接着剤)]	ラワン H=75【0S塗】 【ラワン H=75 OS塗】			S	7 「ラスターボード t12 ジョイント工法【SEP塗】(木軸) 【7 「ラスターボード t12 ジョイント工法】SEP塗】(木軸)	[7° 525-ボード t9 底目地張り] SEP塗 ロ-5-仕上] 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ビ製】	CH=2600	手摺:白ラワン【OSCL塗】 鉄部【OP塗】
調光室	改修後	モルタル下地 複層ピニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 OS塗 杉 21×75 OS塗			S	RB種処理の上 EP塗 け合板 t=9 SOP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共(補強材共)	塩ビ製	CH=2600	RB種処理の上 OSCL塗 RB種処理の上 SOP塗
41.4-4	改修前	【モルタル塗 L*ニアスタイル張り(エボキシ樹脂接着剤)】 【カーペット敷】	ラワン H=75【0S塗】 【ラワン H=75 OS塗】			S S M	【【プラスターボード t12 ジョイント工法】SEP塗】(木軸) 張り替え部分 ブラスターボード t12 ジョイント工法【SEP塗】(木軸) 塗替え部分 【木製間仕切:ペニヤ t=5.5】	【GB-D t9.5mm張り】 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ビ製】	CH=2600	手摺:白ラワン【OSCL塗】: 鉄部【OP塗 スチール製 タラップ【OP塗】 【鏡】
教官室	改修後	モルタル下地 直張りフローリング t13 塗装品	RB種処理の上 0S塗 杉 21×75 0S塗 ピニル巾木 H=100			S S LGS	GB-R t12.5mm 張りの上 EP塗 分合板 t-9 SOP塗 LGS65型下地 GB-R t12.5mm 張りの上 EP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共(補強材共)	塩t [*] 製	CH=2600	RB種処理の上 OSCL塗 : RB種処理の RB種処理の上 SOP塗 鏡(350×450)
			r =\u00e4\u0			Lus	EUOOO主 1-地 UD N C12. JIIII IX 7 W工 LT空	ハエエシストハー でハ (間)は竹木/			

GB-R	石膏ボード	9.5mm(準不燃) 12.5mm(不燃) 15.0mm(不燃)	QM-9828(準不燃) NM-8619(不燃)	DR	ロックウール化粧吸音板	9. 0mm (不燃)	NM-8599(不燃)	WF	木製床組
GB-S	シージング石膏ボード	9.5mm(準不燃) 12.5mm(不燃)	QM-9826(準不燃) NM-9639(不燃)	FK	無石綿ケイ酸カルシウム板(0.8FK)	6.0mm(不燃) 8.0mm(不燃)	NM-8578 (不燃)	SF	鋼製床組
GB-D	化粧石膏ボード(トラバーチン)	9.5mm(準不燃) 9.5mm(不燃)	QM-0524(準不燃) NM-1864(不燃)		繊維混入石膏板	6. 0mm (不燃)	NM-2967(不燃)		
GR-F	L°	12 5mm (不	NM-8615(不帙)	GR_R_H		0, 5mm (不做)	NM-1130 (不帐)		全てシックハウス担制の対象从の建築材料を体田すること

モルタル H=100

下地補修の上(カチオン系) 塗床 エポキシ樹脂系 防塵タイプ

風除室

改修前

改修後

下地補修の上(カチオン系) 塗床 エポキシ樹脂系 防塵タイプ

モルタル金コテ押え 目地切共

			 	12222			····· · · · · · · · · · · · · · · · ·				
*	※	3)を示す			徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野	体育館改修工事建築	●図面番号 A-05	株式会社 西田 設計	
						●図面名	内部仕上げ表		●縮尺 NON (A2)	- 1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-2 3-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769	

С

C

コンクリート打ち放し 下地処理の上【アクリルリシン吹付】

サンダ-工法 全面 C-1(カチオン系)の上

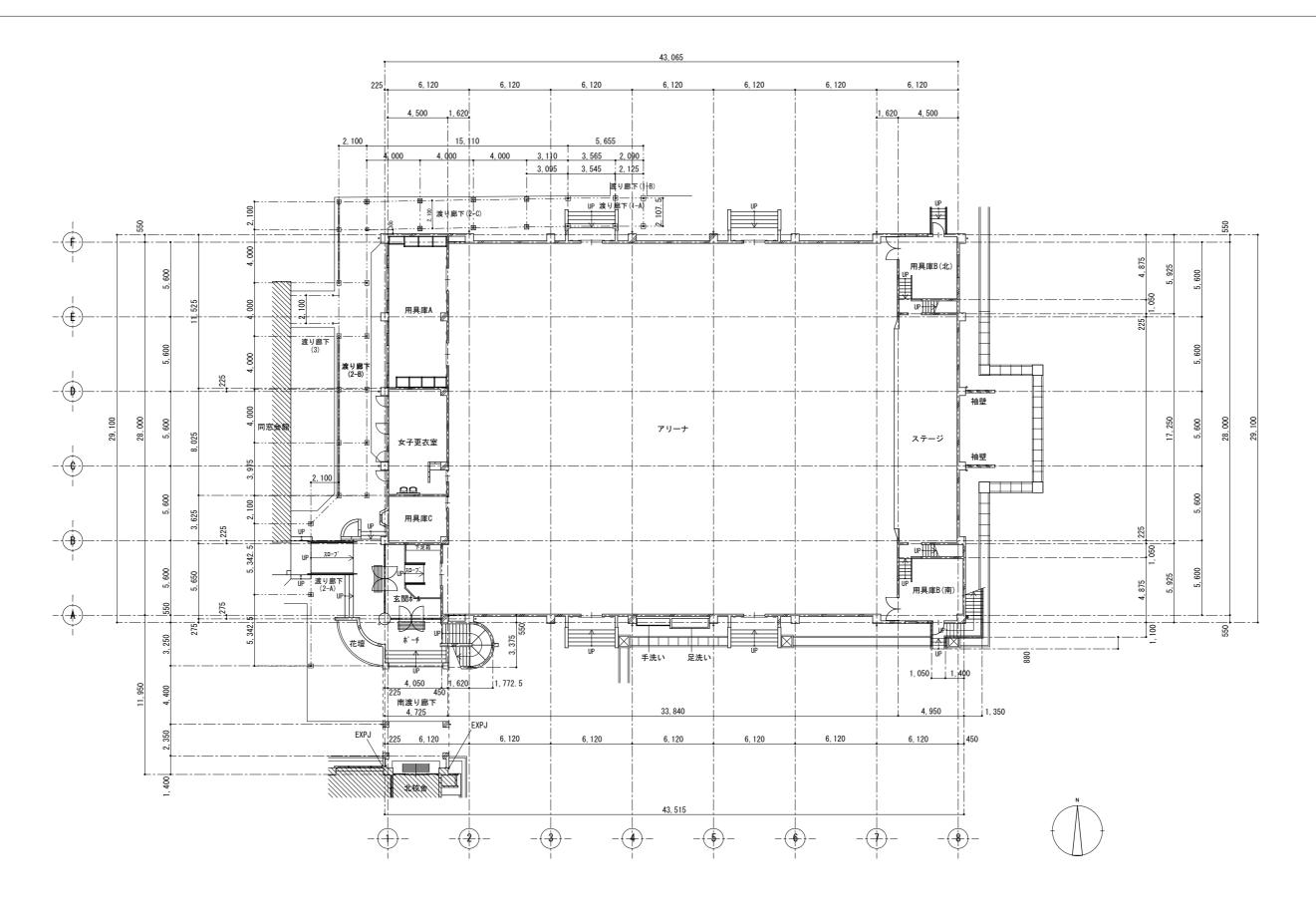
防水型外装薄塗材E(単層弾性塗材)

RB種処理の上 SOP塗

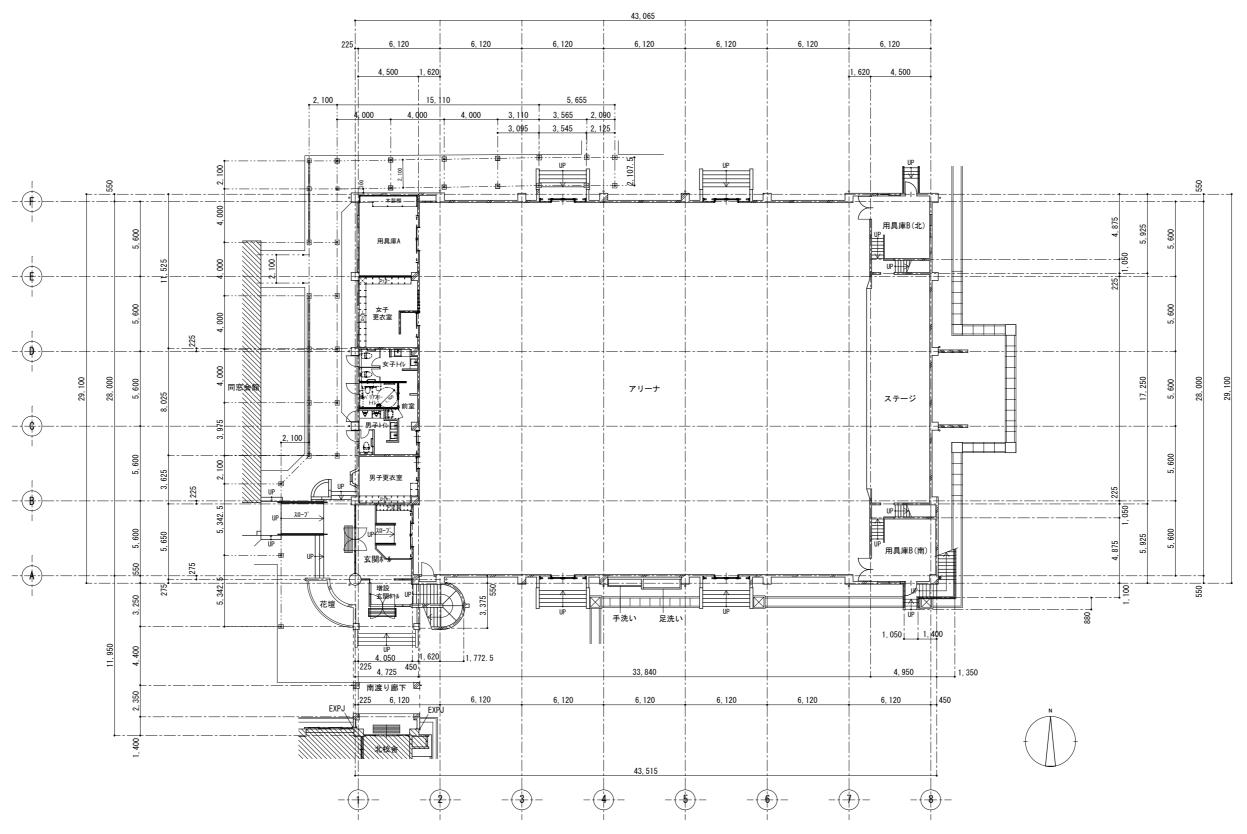
鉄骨露出及び折板裏【OP又はSOP塗】

_

_



徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-06	株式会社 西田設計	
	●図面名 (改修前) 1階 平面図	●縮尺 1/200 (A2)	〒 770-0943 徳島市中昭和町 2-2 3-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769	

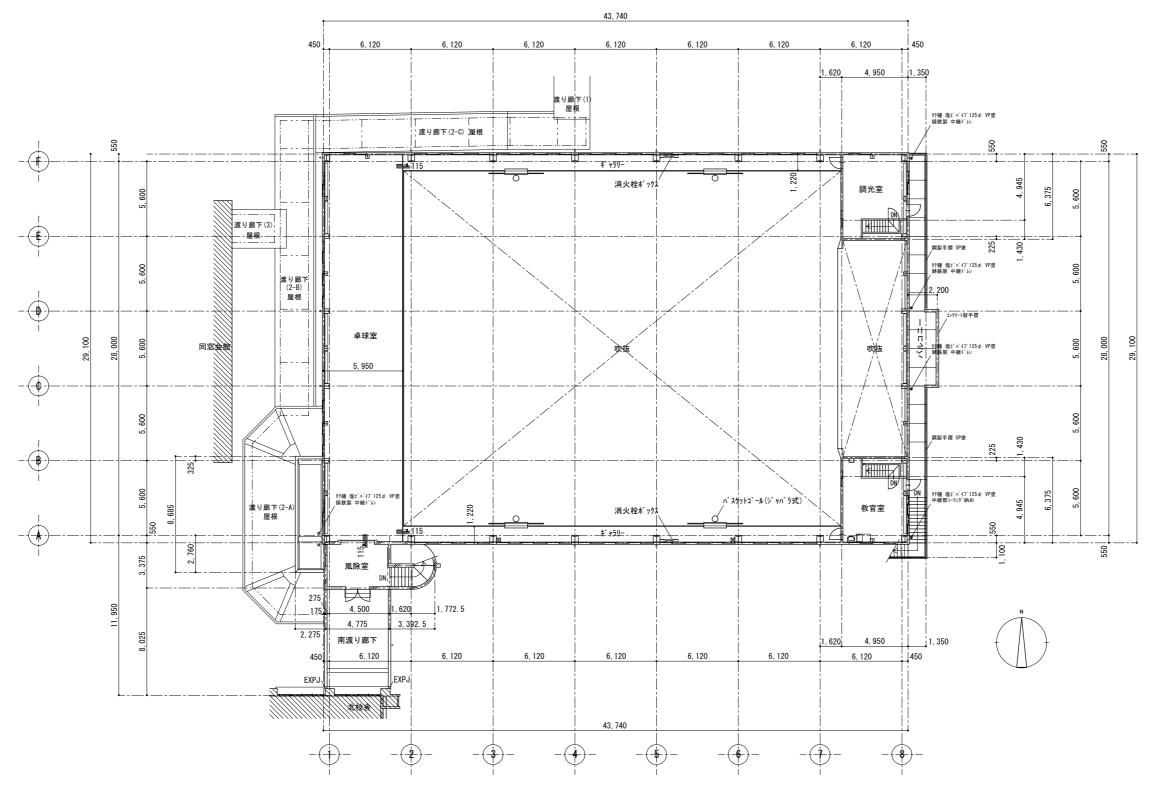


●国面番号 A-07 株式会社 西田 設計

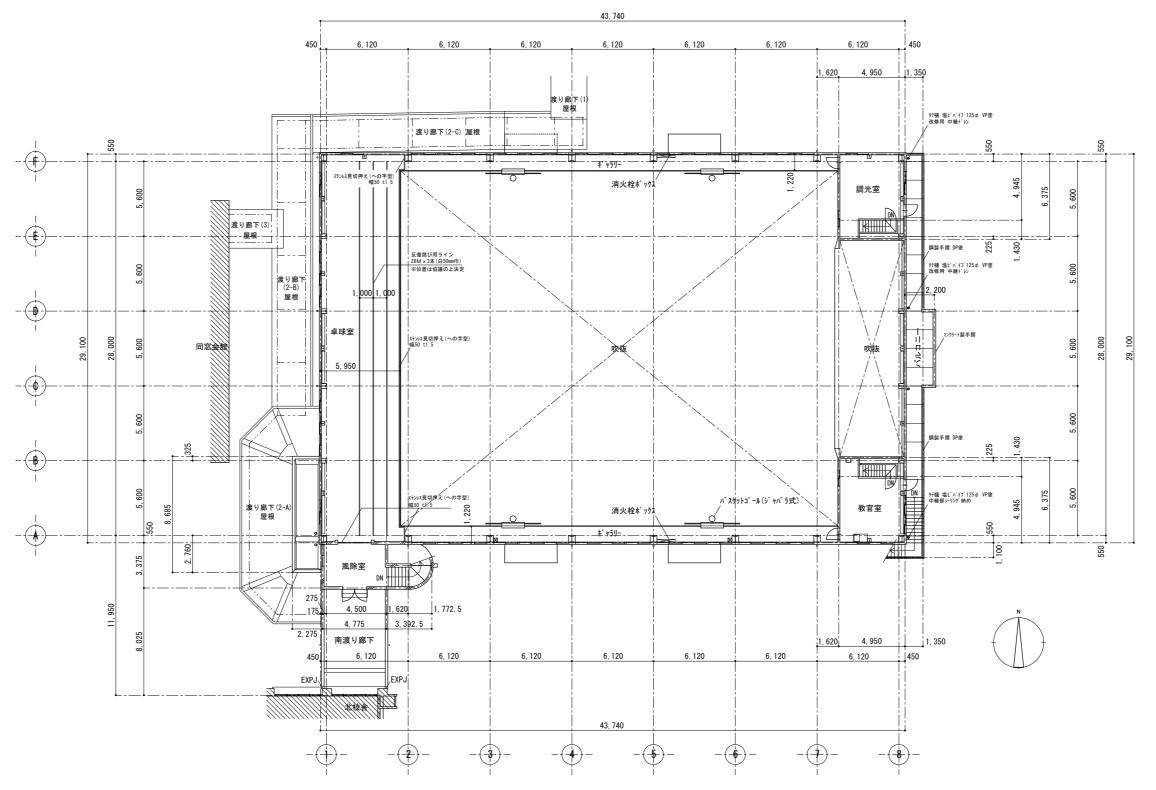
●図面名
(改修後) 1階 平面図

●図面名
(文修後) 1階 平面図

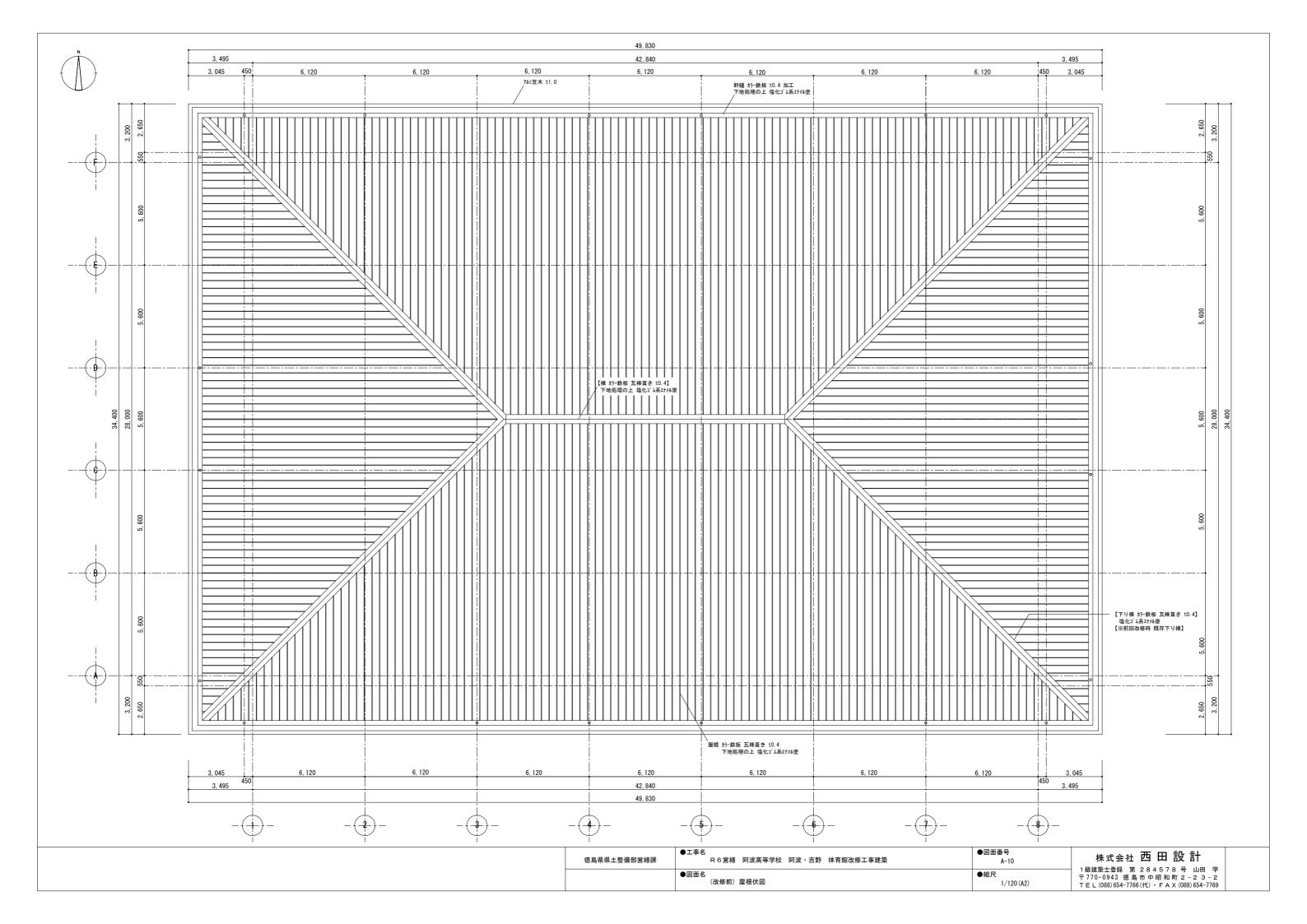
●図面名
(文修後) 1階 平面図

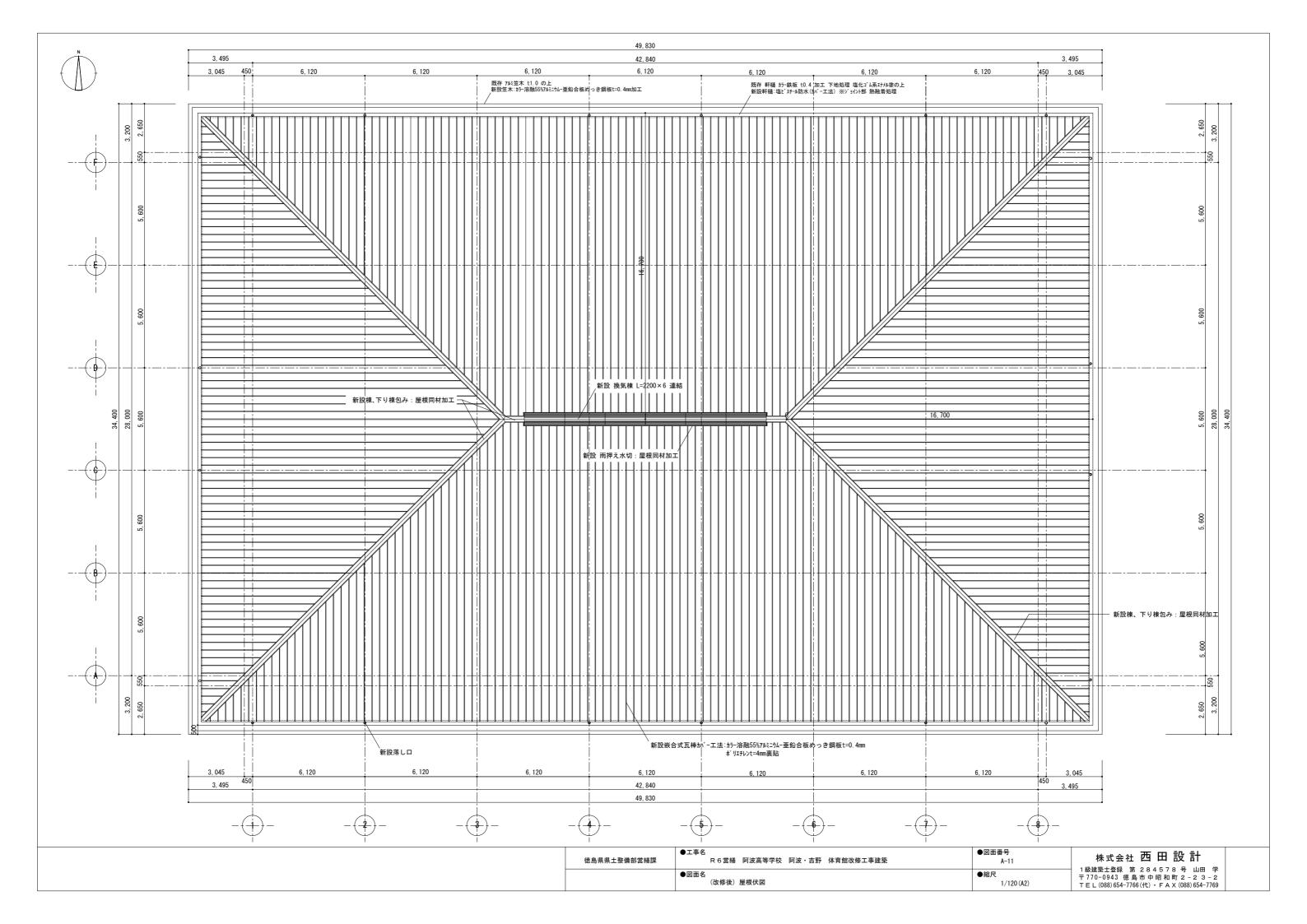


徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-08	株式会社 西田設計	
	●図面名 (改修前) 2階 平面図	●縮尺 1/200 (A2)	1 級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒 770-0943 徳島市中昭和町 2 - 2 3 - 2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769	

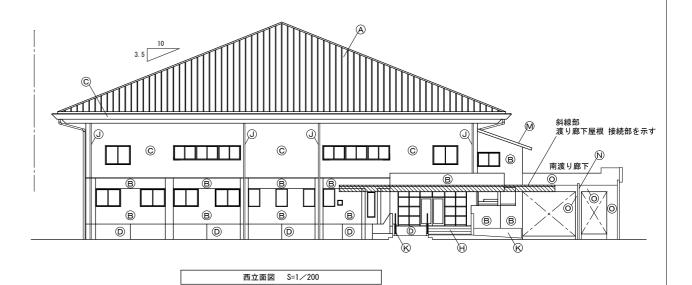


徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-09	株式会社 西田設計 - 1級建築士登録 第284578号 山田学 〒770-0943徳島市中昭和町2-23-2 TEL(088)654-7766代)・FAX(088)654-7769	
	●図面名 (改修後) 2階 平面図	●縮尺 1/200 (A2)		

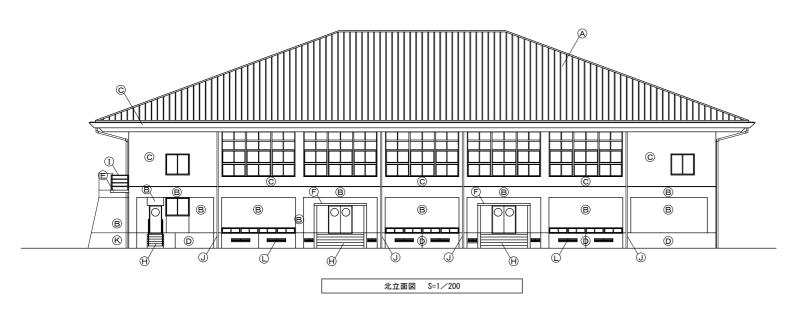


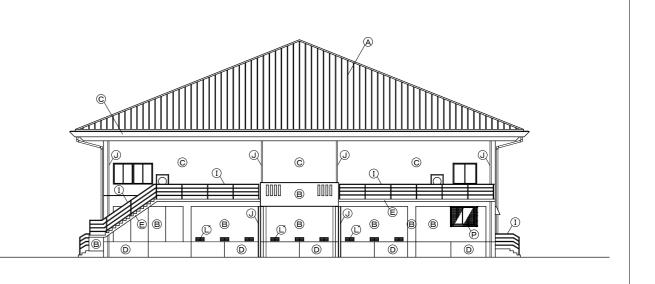


						_		
	改修前	カラ-鉄板 瓦棒葺き t0.4 下地処理の上 塩化ゴム系エナメル塗		改修前	防水モルタルコテ押え		改修前	床下換気口 スチール製【タールエポキシ 2回塗】
(A)	改修後	嵌合瓦棒カバ-工法 カラ-溶融55%アルミニウム-亜鉛合板めっき鋼板 t0.4 ポリエチレン t4mm裏貼	G	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)		改修後	RA処理の上 DP塗
	改修前	コンクリート打ち放し 下地処理の上【アクリルリシン吹付】		改修前	防水モルタルコテ押え【段部先端 段鼻タイル】		改修前	床下換気口 スチール製 タールエポキシ 2回塗【ベニヤ目隠し板】
(B)	改修後	サンダ・-工法 全面 C-1(カチオン系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)	G	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2) 粗面仕上 段先: モルタル補修の上		改修後	現状床下換気ロ+新設 ペニヤ目隠し板
(c)	改修前	角波カラ-鉄板 t0.4 下地処理の上【塩化ゴム系エナメル塗】	H	改修前	モルタルコテ押え 段部先端 段鼻タイル		改修前	折板 H=175程度(三晃式 S-60程度)
	改修後	RB処理の上 DP塗		改修後	高圧水洗		改修後	RB処理の上 DP塗
	改修前	モルタルコテ押 え		改修前	鉄部【OP塗】		改修前	【硬質塩ビパイプ 75φ VP塗】※支持金物共
(D)	改修後	高圧水洗	1)	改修後 RB処理の上 DP塗	RB処理の上 DP塗		改修後	塩ビ製 カラー VP75 ステンレス支持金物共 伸縮ソケット(既設接続用)共
	改修前	モルタルコテ押え【VP塗】		改修前	【硬質塩ビパイプ 125φ VP塗】※支持金物共	0	改修前	コンクリート打ち放し
	改修後	RB処理の上 DP塗		改修後	塩ビ製 カラー VP125 ステンレス支持金物共 伸縮ソケット(既設接続用)共		改修後	高圧水洗 C-1(カチオン系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)
	改修前	防水モルタルコテ押え		改修前	コンクリート打ち放し	P	改修前	【サッシ部ベニヤ板張り】
	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)		改修後	高圧水洗		改修後	防球窓枠フェンス



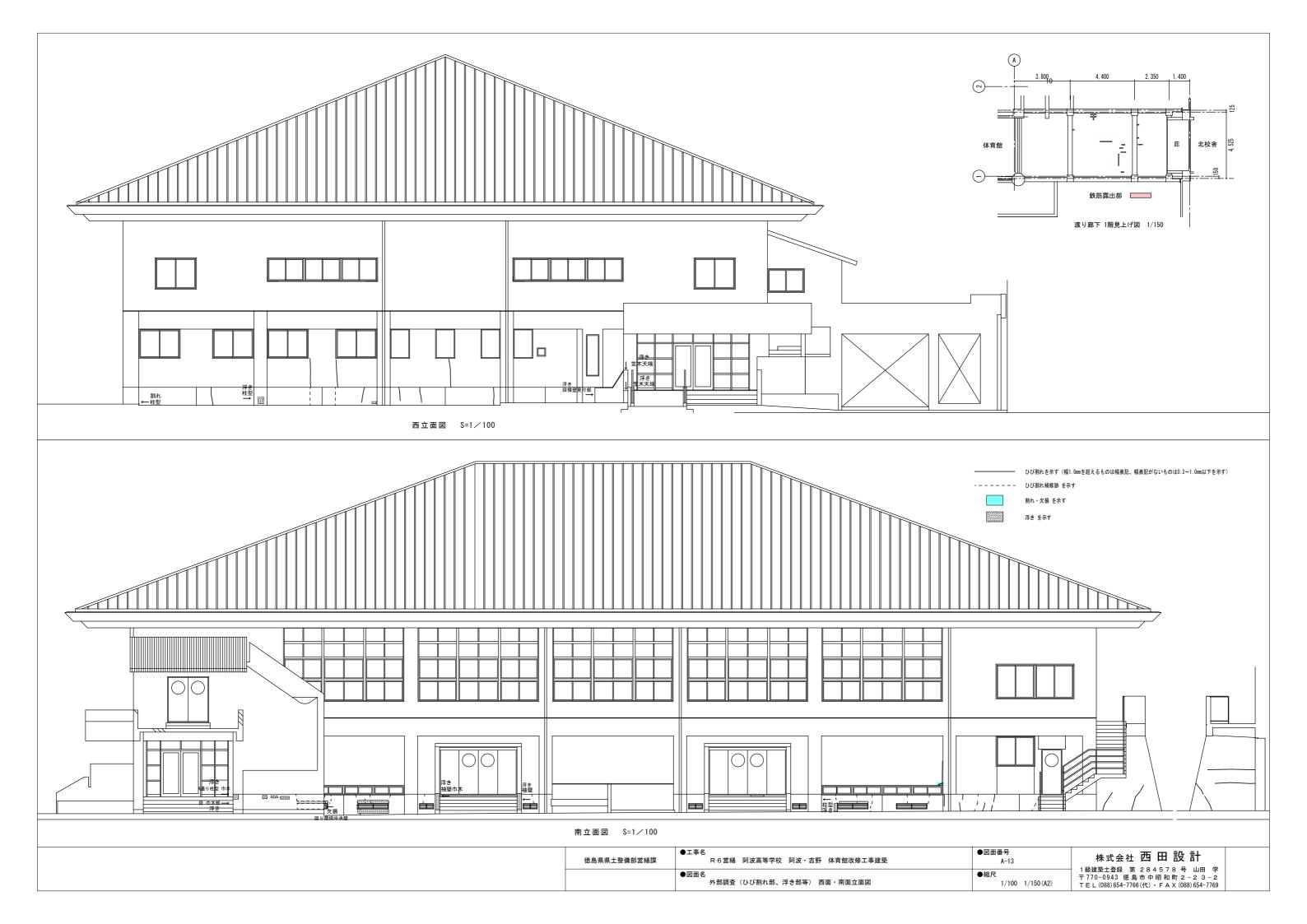
※外部及び内部の既存シーリングについては、再充填工法にて改修を行うこと。 ※既設仕上において【〇〇〇〇】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。

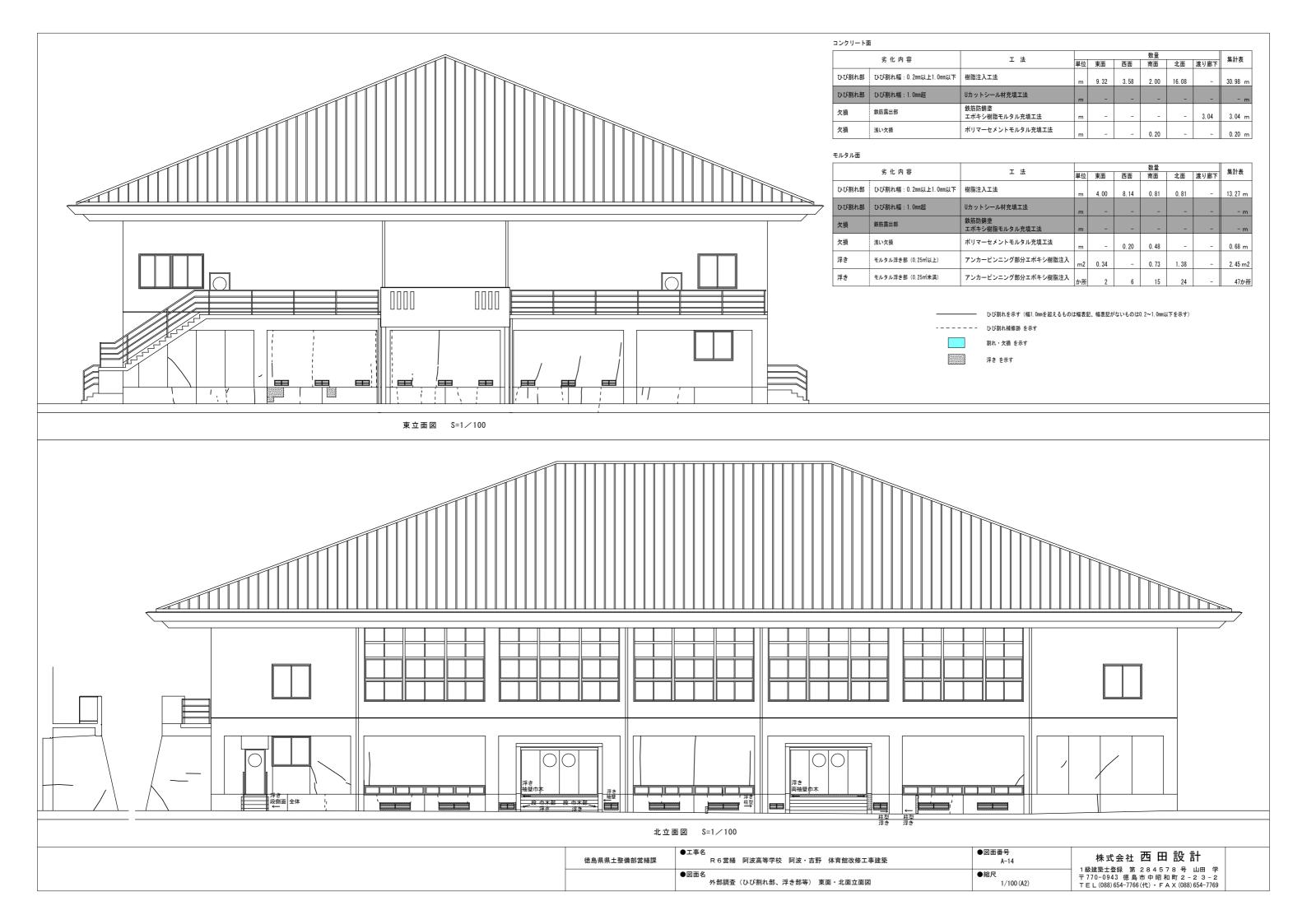


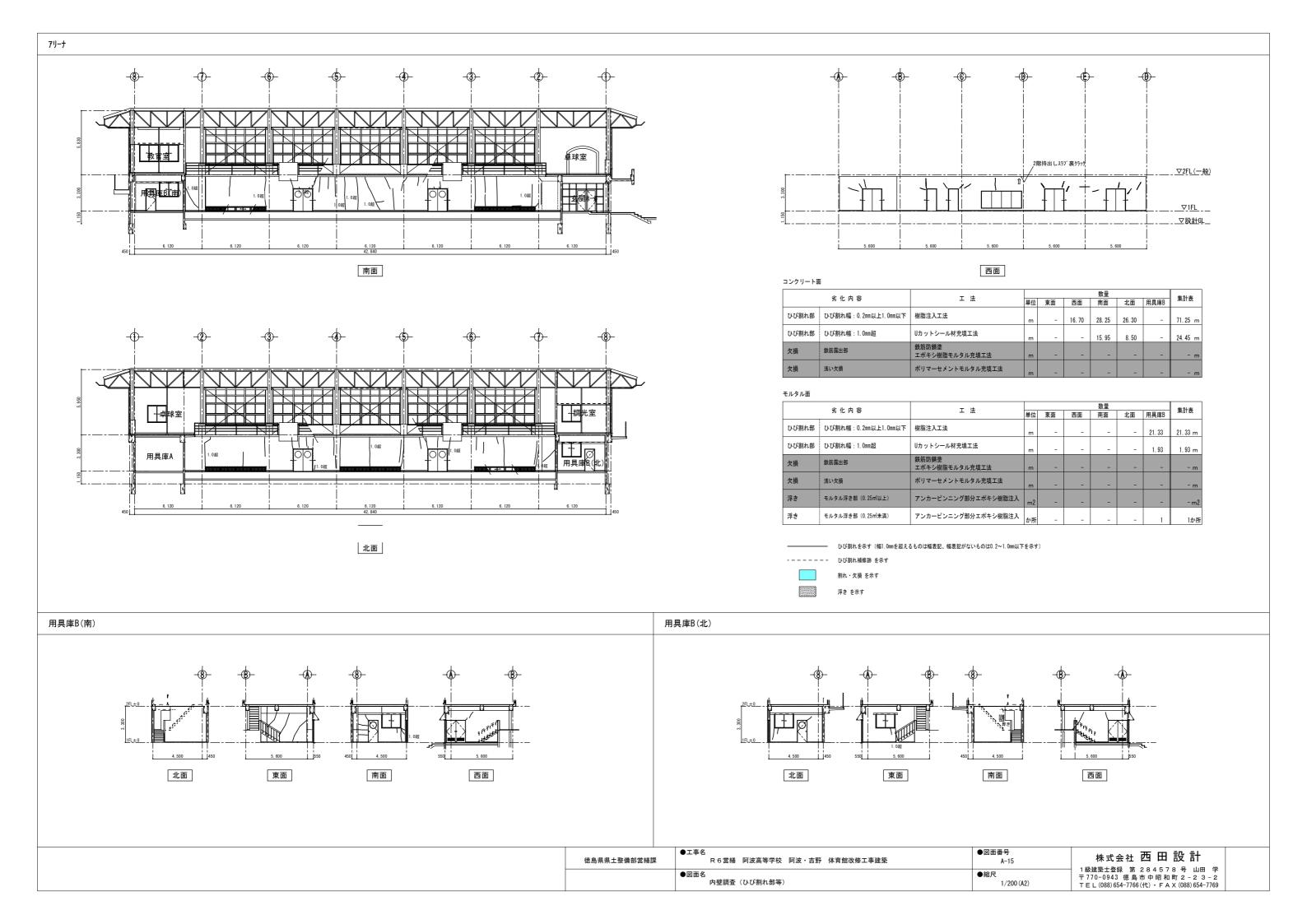


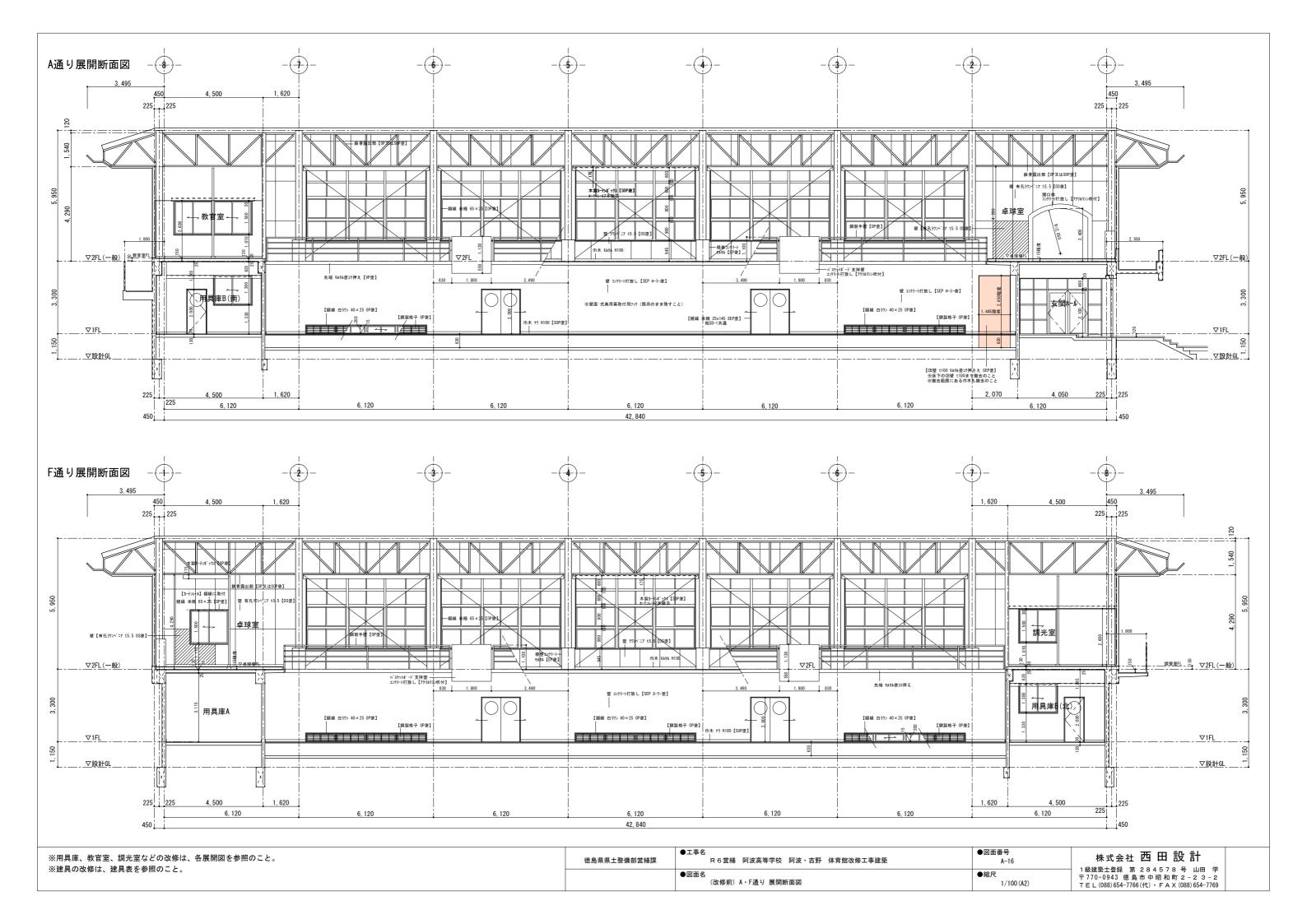
東立面図 S=1/200

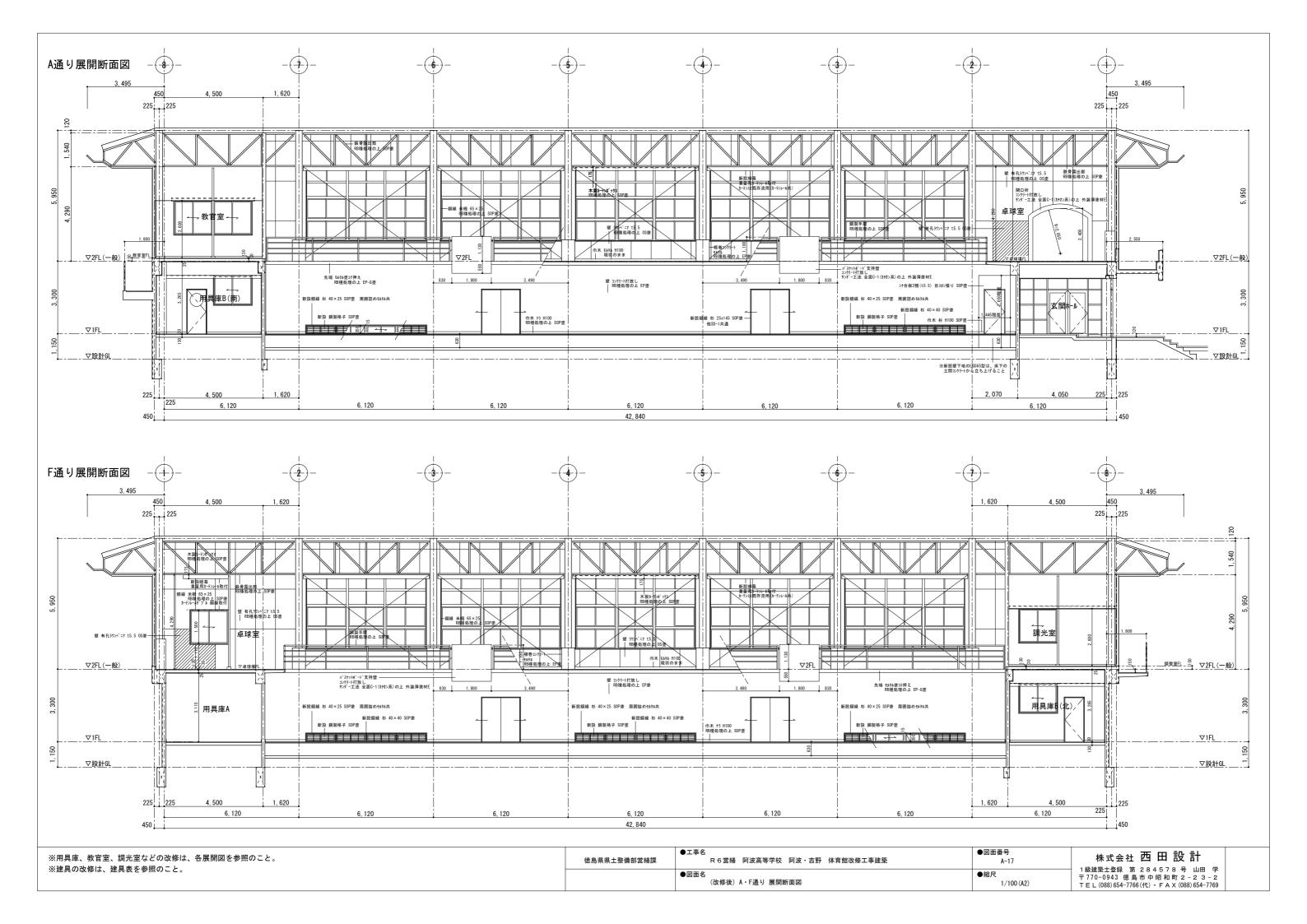
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-12	株式会社 西田設計	
	●図面名 立面図		T N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	

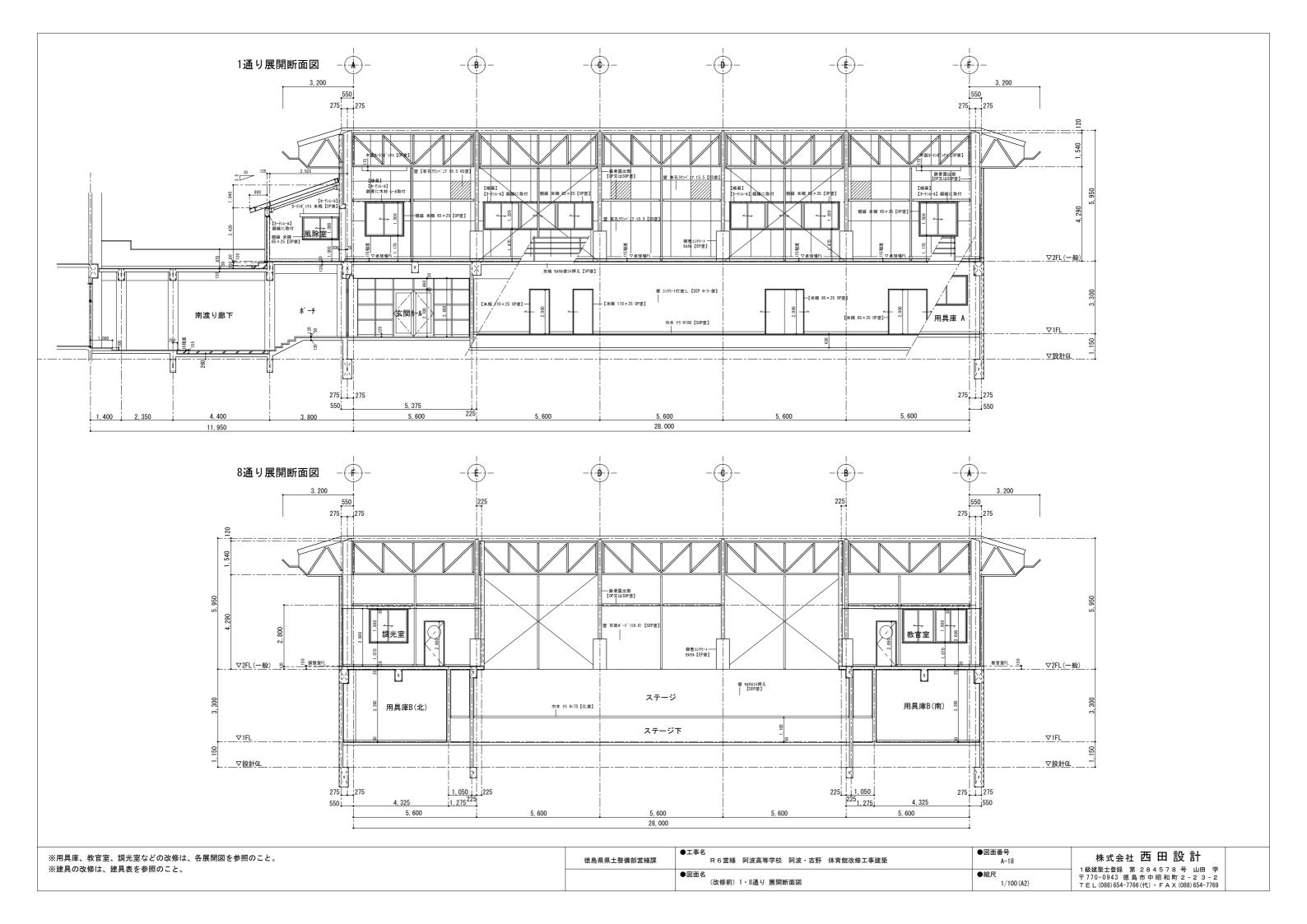


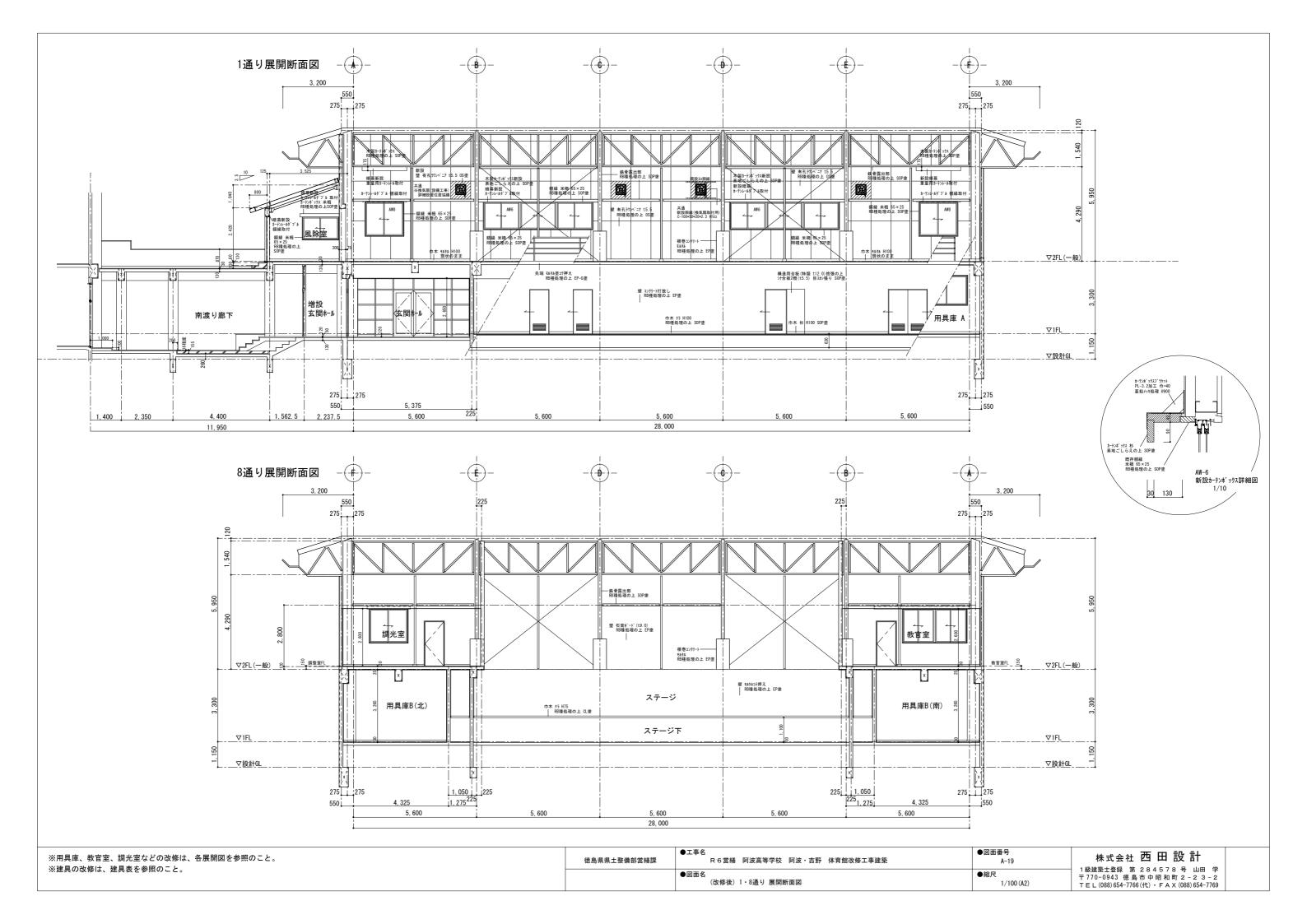


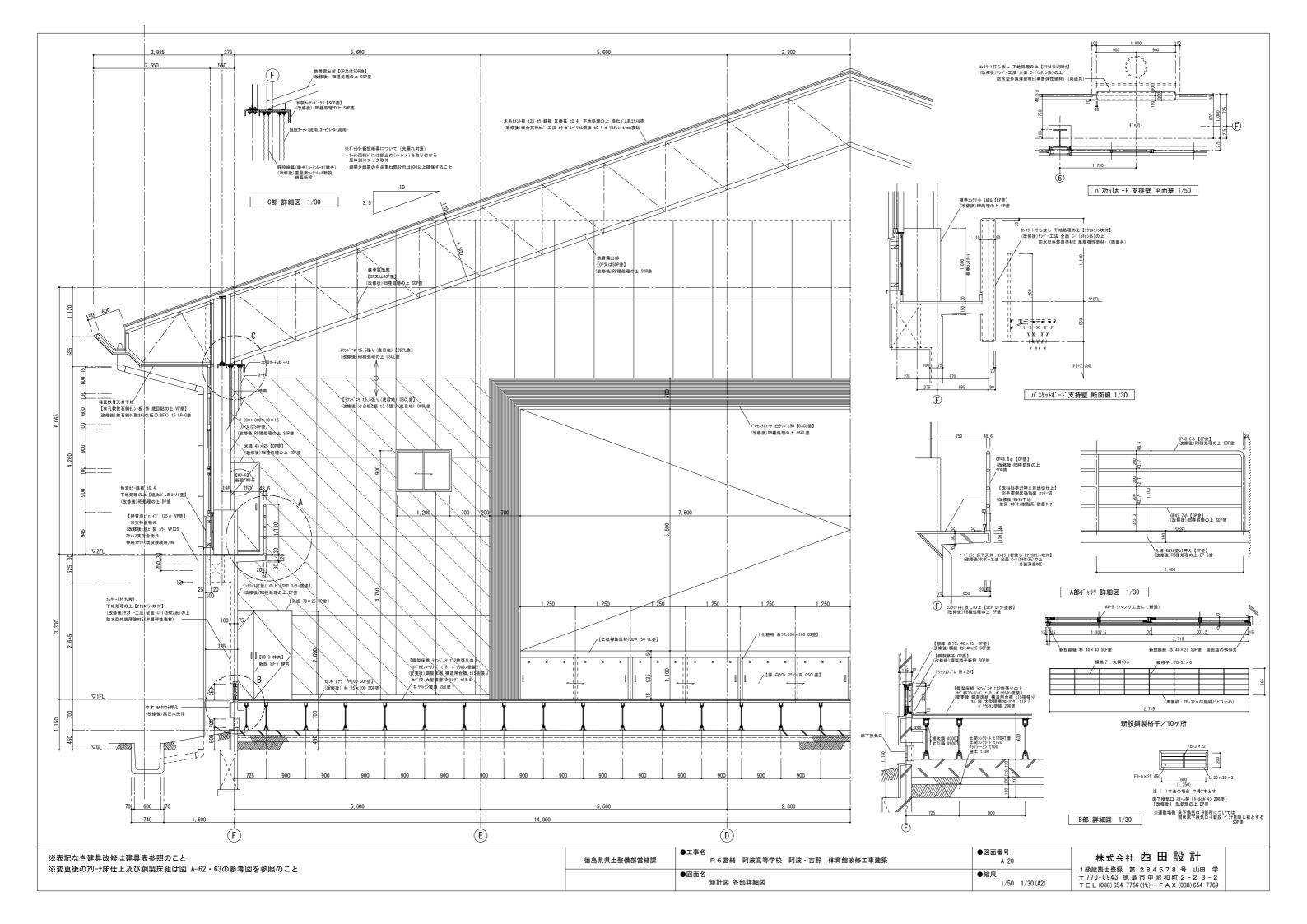


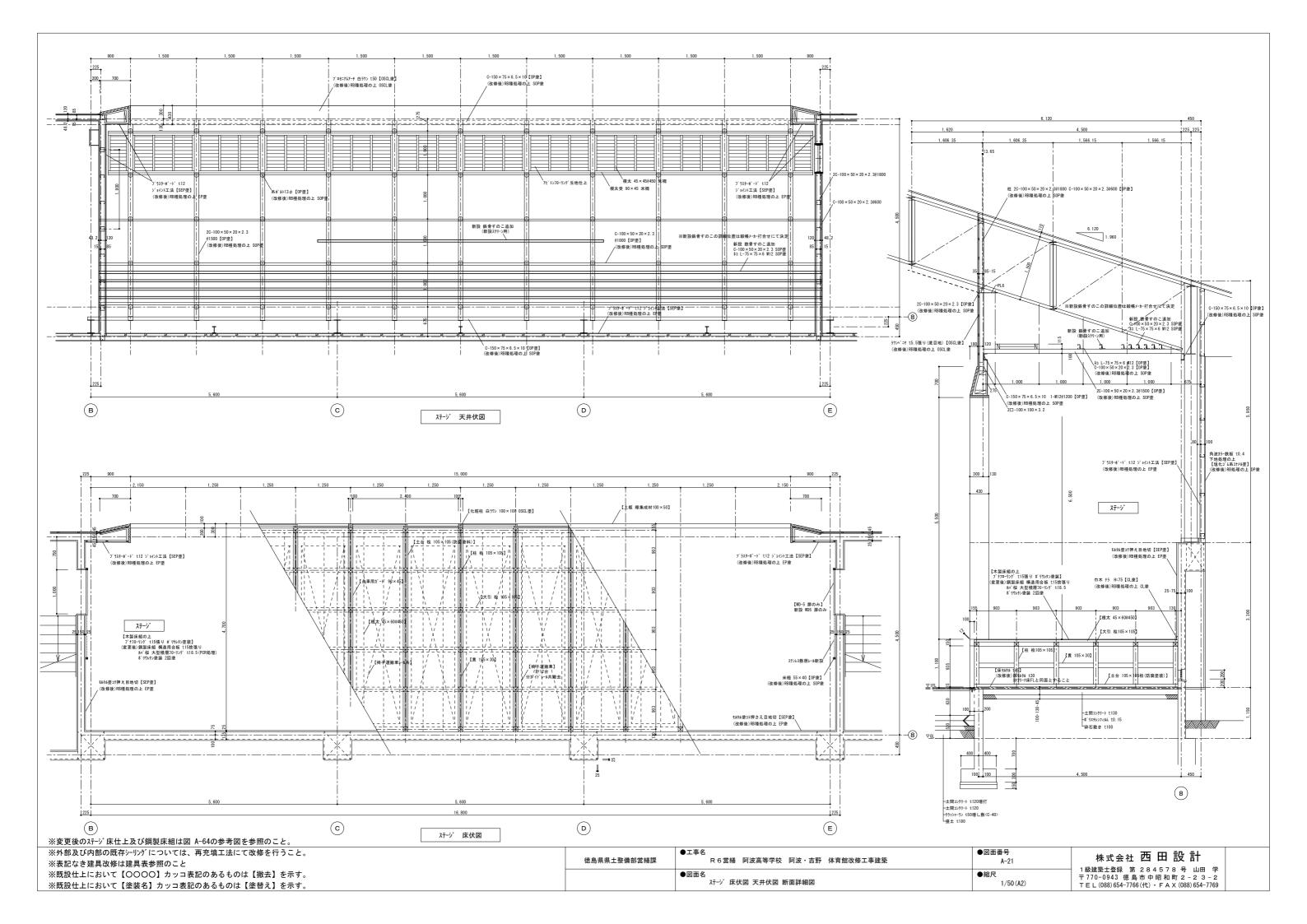


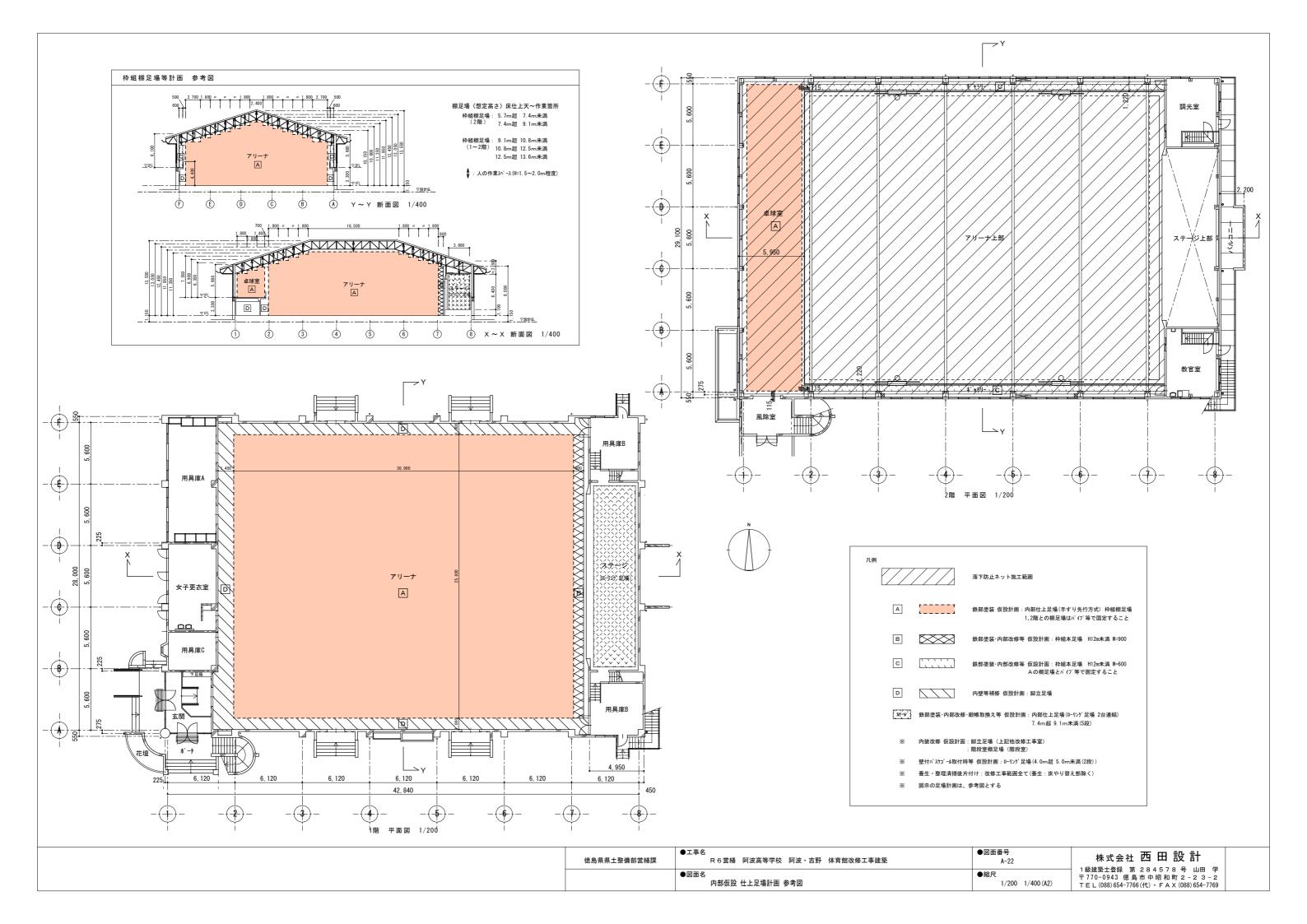


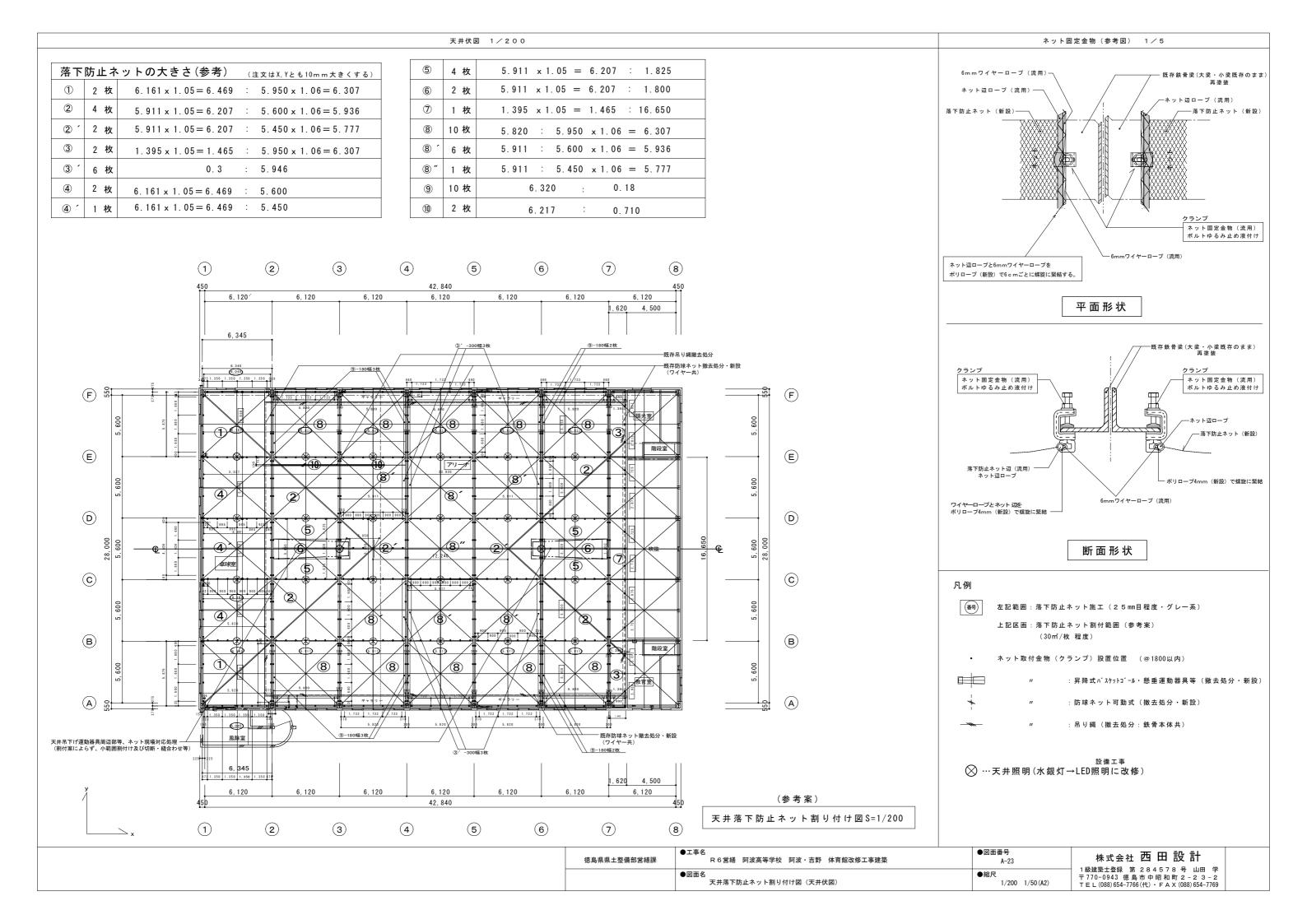


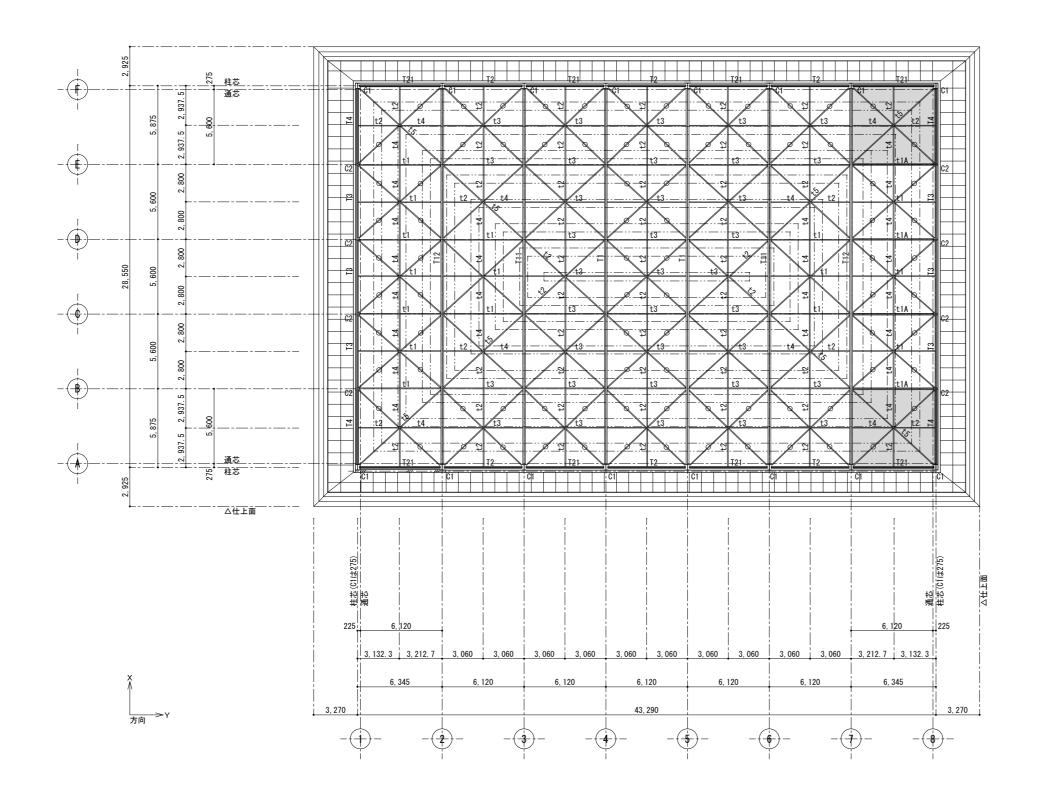












小屋ブレース GPL6 2 M20

- L-65 65 6 合掌面

1 00 00 0

− L-65 65 6 合掌面及び陸梁面

母屋 ネコ L-75×75×6 2-M12(クロ)

 $C-75 \times 45 \times 15 \times 2.3$ @ 1820/3

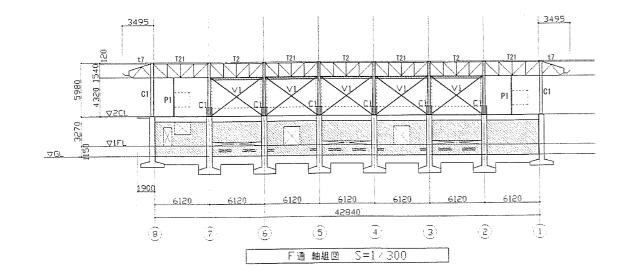
2C-75×45×15×2.3 @ 1820(下地材継目位置)

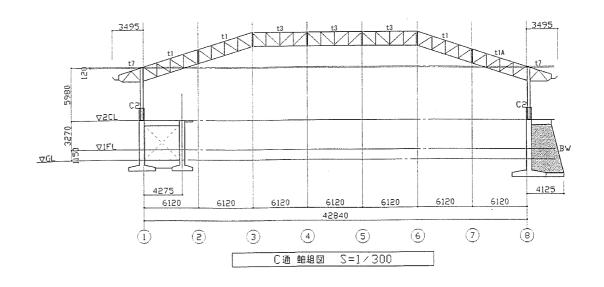
※教官室、調光室天井裏の鉄骨は塗装対象外とする.

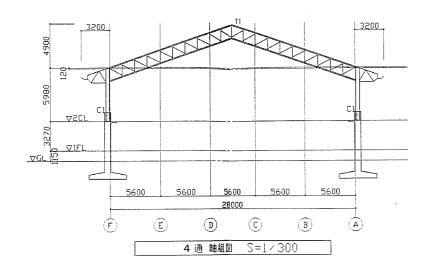
※鉄骨小屋組み・母屋・ブレース等鉄部【OP又SOP塗】→ RB種処理の上 SOP塗
※鉄骨部材については(参考図)鉄骨詳細図-6を参照のこと

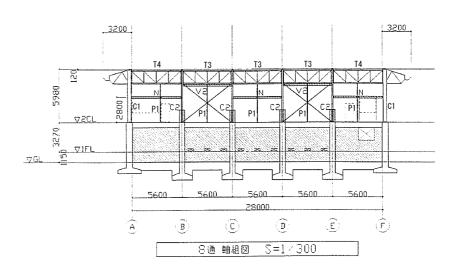
●図面名
内部鉄骨部材塗装改修 小屋伏図

・ (クターの)・ (クタ









※鉄骨小屋組み・柱・プレース等鉄部【OP又SOP塗】→ RB種処理の上 SOP塗 ※鉄骨部材については(参考図) 鉄骨詳細図1-6を参照のこと	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-25	株式会社 西田設計
次数月即例に Jいじは√参与図/ 数月肝神図 I = 0 で参照のこと		●図面名 内部鉄骨部材塗装改修 軸組図	●縮尺	- 1級建築士登録 第 2 8 4 5 7 8 号 山田 学 〒 770-0943 徳島市中昭和町 2 - 2 3 - 2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769